Nice days, Together!

大和信用金庫

大和信用金庫の現況

2026

THE YAMATO SHINKIN BANK REPORT

ごあいさつ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申しあげます。

大和信用金庫の業績推移や活動状況をとりまとめた令和７年度版「ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

皆様にご高覧賜り、本誌によりまして大和信用金庫へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

米中対立関係の長期化やウクライナ情勢の膠着、米国とイランの軍事的緊張状態の深刻化等、地政学リスクは高止まりが続いています。また、米国の関税強化による貿易摩擦の長期化やホルムズ海峡封鎖懸念による世界的な原油価格高騰が企業コストや物価に影響を及ぼす等、世界経済の不確実性は高まっています。

国内経済は緩やかな回復基調となるも、物価上昇が家計を圧迫しています。大企業を中心に賃上げが進んでいますが、中小企業への波及は限定的であり、実質賃金は伸び悩み、個人消費は力強さに欠ける状況です。

国内の金融情勢は、本年６月に政策金利が0.25％引上げられ、1.00％となる等、長期にわたる低金利環境から金利ある世界へ移行する大きな転換期になっています。

当金庫につきましては、新３ヵ年計画「本業強化と環境変化への対応2024 ～原点回帰して未来を切り拓く～」の中間年度であり、融資残高は3,698億円、預金残高は7,353億円となり、前年度に引き続き預貸金ともに増加することが出来ました。

資金支援については、取引先の経営課題を把握し、また新たな事業展開を計画する企業に対し伴走での支援を進め、「課題解決型金融」と「コンサルティング機能」の強化に努めました。また、営業エリアの活性化につながる地方創生についても引き続き積極的に取り組み、お客様第一主義のもと、地域金融機関として存在感の醸成に努めました。

その結果、令和７年度の収益につきましては、貸出金利息や有価証券利息勘定の増収等により、本業の損益にあたるコア業務純益（投資信託解約損益除く）は前期対比946百万円増益の3,171百万円となり、最終の当期純利益は前期対比225百万円増加の2,263百万円となりました。これも偏に会員の皆様方をはじめとする多くのお取引先のご支援の賜物と深く感謝申し上げる次第であります。

令和８年度は新３ヵ年計画の最終年度となり、引き続き本業（預貸業務）の強化を最重要課題として業務を進めて行きます。

人口減少や少子高齢化が進む中、当金庫には金融仲介機能のみに留まらず、地域社会の持続的発展を伴走で支援する役割が期待されています。事業性評価に基づく本業支援、新NISAを通じた資産形成支援、地域の脱炭素化支援、大和信用金庫アプリを中心とした非対面チャネルの拡大、DXを通じた生産性向上支援等を推し進め地域経済の力強い循環を実現していきます。

今後も健全経営に徹し、地元の皆様に信頼され親しまれる信用金庫としてその使命を全うすべく、役職員一同全力を傾注して業務に励んでまいる所存でございます。

皆様方の変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年７月

理事長　中村　正徳

基本理念
Our principles

―― 私たちは「ベストしんきん」を目指します。 ――

「信頼」
コンプライアンスに基づく健全経営をモットーとし、お客様から信頼される信用金庫を目指します。

「地域」
地域社会の発展に貢献し、地元のみなさまのお役に立つ信用金庫を目指します。

「幸せ」
明るく働きがいのある職場と、職員及び家族の幸せを大切にする信用金庫を目指します。

経営方針
Management Policy

- 法令等を遵守し、社会的・公共的役割を果たします。
- 地域に密着し、営業基盤の拡大に努めます。
- 環境の変化に柔軟に対応し、経営体質の強化に努めます。
- お客様への情報提供とニーズに応える業務展開に努めます。
- 地域の文化と伝統を大切にするよう努めます。
- 人材の育成を図り、資質の向上に努めます。

Contents

ごあいさつ・基本理念・経営方針 …… 1
〈やましん〉Q&A …… 3
事業概況等／中小企業の経営支援及び地域の活性化のための取組の状況 …… 7
地域の脱炭素・カーボンニュートラル実現に向けた取組み …… 12
トピックス …… 13
SDGs 達成に向けた取り組み …… 14
コンプライアンス態勢・金融商品にかかる勧誘方針・プライバシーポリシー …… 17
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る対応方針について …… 18
内部管理基本方針 …… 19
リスク管理方針 …… 20
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 …… 21
経営指標・金融再生法による開示債権 …… 22
主な商品とサービス・投資信託のご案内 …… 23
データ編 …… 25
当金庫の自己資本の充実の状況等について …… 38
連結決算 …… 51
総代会等について …… 59
金庫概要・組織 …… 61
手数料 …… 63
店舗一覧 …… 64
索引 …… 66

＜やましん＞は地域のお客様を第一とし、地元から愛される地域密着型のスタイルを推し進めてまいります。

Q 令和７年度の業績はいかがでしたか？

令和７年度は、3ヵ年計画「本業強化と環境変化への対応2024～原点回帰して未来を切り拓く～」の中間年度であり、融資残高は3,698億円、預金残高は7,353億円となり、前年度に引き続き預貸金ともに増加することが出来ました。

令和7年度の収益につきましては、貸出金利息や有価証券利息勘定の増収等により、本業の損益にあたるコア業務純益（投資信託解約損益除く）は前期対比946百万円増益の3,171百万円となり、最終の当期純利益は前期対比225百万円増益の2,263百万円となりました。

□ 収益状況の推移

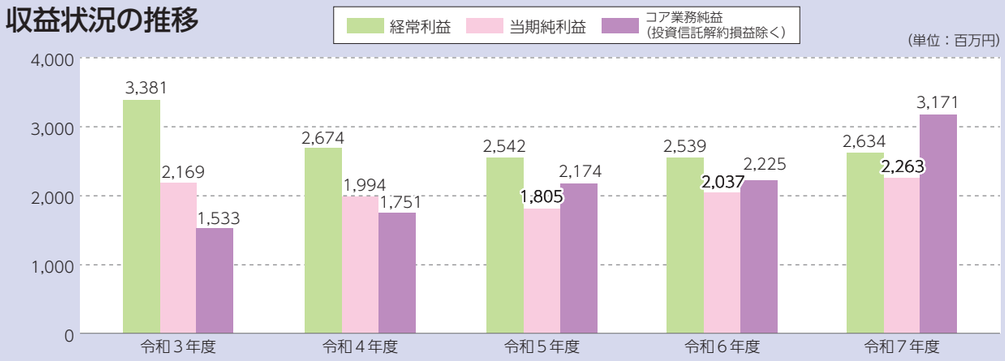

業務純益＝（資金利益＋役務取引等利益＋その他業務利益）－（経費＋一般貸倒引当金繰入額）
コア業務純益（投資信託解約損益除く）＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益－投資信託解約損益

Q 預金の状況はどうですか？

預金積金は定期預金キャンペーン等により定期性残高が順調に増加したことにより前期対比136億円増加し、期末残高は7,353億円となりました。また期中平残についても前期対比111億円増加し7,213億円となりました。

□ 預金残高の推移

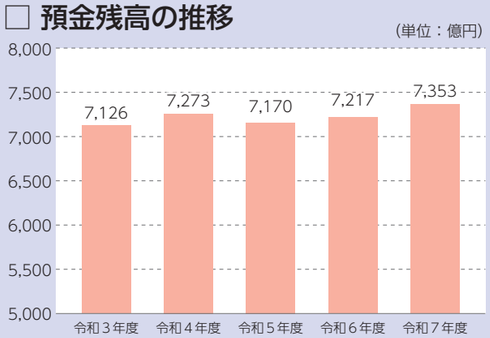

Q 貸出金の状況はどうですか？

貸出金はコロナ融資の返済等による影響はありましたが前期対比14億円増加し、期末残高は3,698億円となりました。期中平残についても前期対比74億円増加し3,645億円となり、預貸率は期末残高ベースで50.29％となっています。

□ 貸出金残高の推移

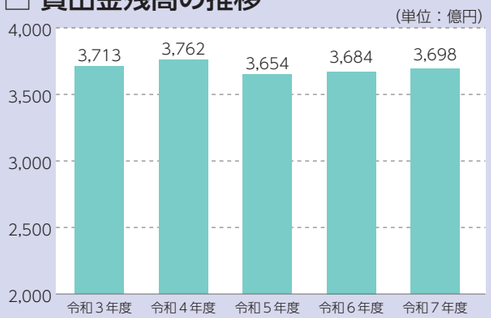

Q 健全性の指標である自己資本比率はどのようになりましたか？

自己資本比率は、金庫経営の健全性を見る代表的な指標の一つです。

当金庫の令和8年3月期の自己資本比率は、前期対比0.32ポイント上昇し13.36％となり、国内基準である4％を大きく上回る高い水準を維持しています。

自己資本額は、前期対比2,190百万円増加し46,103百万円となりました。今後もリスク管理の徹底により、安定的に自己資本を積み上げてまいります。

□ 自己資本比率および自己資本額の推移

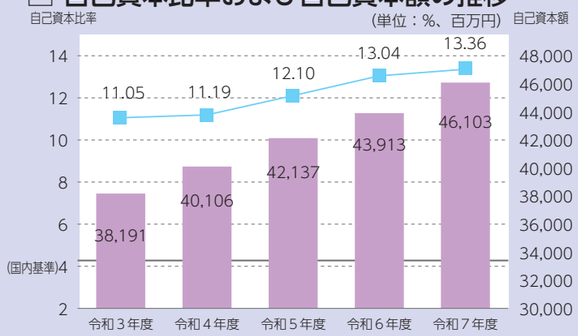

Q 不良債権の状況はどうですか？

当金庫では、貸出金債権に対する厳格な自己査定を行っており、債務者区分ごとに担保・保証等による債権回収の可能性を検討し、貸倒引当金を適正に計上しています。

令和7年度における金融再生法に基づく不良債権比率は2.68％となっています。（詳細を22ページに掲載しています。）

□ 金融再生法基準

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不良債権（金融再生法）比率	2.00%	2.04%	2.05%	2.23%	2.68%

Q 有価証券の運用状況はどうですか？

みなさまからお預かりした預金の一部は、国債や格付けの高い債券を中心とした有価証券で安全かつ効率的に運用しています。

（単位：百万円）

	令和7年3月	令和8年3月
国債	9,671	9,199
地方債	4,835	3,789
短期社債	－	6,488
社債	35,585	37,512
株式	7,183	9,835
外国証券	57,942	63,399
その他の証券	50,945	50,990
合計	166,164	181,214

□ 有価証券構成比率

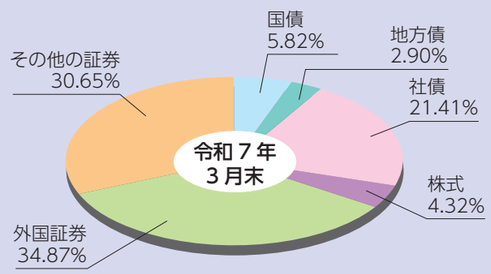

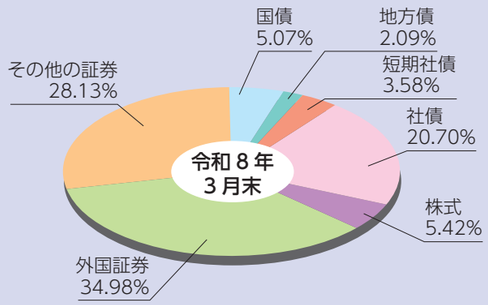

Q 令和８年度の事業展開についてお聞かせください。

令和8年度は3ヵ年計画「本業強化と環境変化への対応2024～原点回帰して未来を切り拓く～」の最終年度となり、引き続き本業（預貸業務）の強化を最重要課題として業務を進めていきます。

人口減少や少子高齢化が進む中、当金庫には金融仲介機能のみに留まらず、地域社会の持続的発展を伴走で支援する役割が期待されています。事業性評価に基づく本業支援、新 NISA を通じた資産形成支援、地域の脱炭素化支援、アプリを中心とした非対面チャネルの拡大、DX を通じた生産性向上支援等により地域経済の力強い循環を目指していきます。

3ヵ年計画
「本業強化と環境変化への対応2024～原点回帰して未来を切り拓く～」

1．現場力の強化
2．収益力の強化
3．組織力の強化
4．業務改革
5．SDGs、地域への取組

Q 脱炭素・カーボンニュートラル実現に向けた取組みについてお聞かせください。

日本では2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言する等、グリーントランスフォーメーション（GX）が求められる時代に突入しており、当金庫営業エリア内の中小企業においても脱炭素に向けた取組みが求められています。

当金庫も地域の中小企業や地域住民のみなさまとともに、脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを加速させていく方針を掲げ、その一環として県内地方公共団体に対し連携協定書締結を呼びかけ、現在、15市町（「三郷町」、「桜井市」、「橿原市」、「香芝市」、「天理市」、「宇陀市」、「広陵町」、「三宅町」、「斑鳩町」、「奈良市」、「葛城市」、「王寺町」、「上牧町」、「大和高田市」、「生駒市」（連携協定書の締結順））と連携協定書を締結し、広く脱炭素・カーボンニュートラルについて知っていただくべく、セミナー等の開催を行っています。また、脱炭素につながる設備投資（企業向け）と電気自動車の購入や太陽光パネルの設置を含むリフォーム等（個人向け）に使える「脱炭素応援ローン」の取扱いを開始し、個社別支援のみならず地域を巻き込んだ面的支援を展開しています。

（脱炭素・カーボンニュートラル実現に向けた取組みの詳細は12ページに掲載しています。）

地域密着の金融機関として、地域の持続可能な発展に貢献すべく取組んでいきます。

金融経済環境

米中対立関係の長期化やウクライナ情勢の膠着、米国とイランの軍事的緊張状態の深刻化等、地政学リスクは高止まりが続いています。また米国の関税強化による貿易摩擦の長期化やホルムズ海峡封鎖懸念による世界的な原油価格高騰が企業コストや物価に影響を及ぼす等、世界経済の不確実性は高まっています。

国内経済は緩やかな回復基調となるも、物価上昇が家計を圧迫しています。大企業を中心に賃上げが進んでいますが、中小企業への波及は限定的であり、実質賃金は伸び悩み、個人消費は力強さに欠ける状況です。

国内の金融情勢は、本年6月に政策金利が0.25％引上げられ、1.00％となる等、長期にわたる低金利環境から金利ある世界へ移行する大きな転換期になっております。

事業方針及び業績

令和7年度は、3ヵ年計画「本業強化と環境変化への対応2024～原点回帰して未来を切り拓く～」の中間年度であり、融資残高は3,698億円、預金残高は7,353億円となり、前年度に引き続き預貸金ともに増加することが出来ました。

資金支援については、取引先の経営課題を把握し、また新たな事業展開を計画する企業に対し伴走での支援を進め、「課題解決型金融」と「コンサルティング機能」の強化に努めました。また、営業エリアの活性化につながる地方創生についても引き続き積極的に取り組み、お客様第一主義のもと、地域金融機関として存在感の醸成に努めました。

預金積金は定期預金キャンペーン等により定期性残高が順調に増加したことにより前期対比136億円増加し、期末残高は7,353億円となりました。また期中平残についても前期対比111億円増加し7,213億円となりました。

貸出金はコロナ融資の返済等による影響はありましたが前期対比14億円増加し、期末残高は3,698億円となりました。期中平残についても前期対比74億円増加し3,645億円となり、預貸率は期末残高ベースで50.29％となっています。

令和7年度の収益につきましては、貸出金利息や有価証券利息勘定の増収等により、本業の損益にあたるコア業務純益（投資信託解約損益除く）は前期対比946百万円増益の3,171百万円となり、最終の当期純利益は前期対比225百万円増加の2,263百万円となりました。

事業の展望及び当金庫が対処すべき課題

令和8年度は3ヵ年計画「本業強化と環境変化への対応2024～原点回帰して未来を切り拓く～」の最終年度となり、引き続き本業（預貸業務）の強化を最重要課題として業務を進めていきます。

人口減少や少子高齢化が進む中、当金庫には金融仲介機能のみに留まらず、地域社会の持続的発展を伴走で支援する役割が期待されています。事業性評価に基づく本業支援、新 NISA を通じた資産形成支援、地域の脱炭素化支援、アプリを中心とした非対面チャネルの拡大、DX を通じた生産性向上支援等により地域経済の力強い循環を目指していきます。

「現場力の強化」として、物価高、関税の影響、原油高騰、人手不足の問題等、経営環境の不確実性が高まる事業先に対し、資金繰り支援を行うとともに各種の中小企業支援施策（脱炭素化支援、補助金支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチング）を活用した伴走支援を実施していきます。なお令和8年5月の「事業性融資推進法」の施行に伴い新たに「企業価値担保権」が創設され、取引先の事業実態や将来性に着目した地域密着型の経営を行う当金庫にとって「強みを活かすチャンス」であると同時に「目利き力の真価が問われる」ことになると認識しております。

個人の資産形成にあたっては新 NISA の推進を引き続き行い、ライフイベントや顧客属性を踏まえた提案営業を行います。信用金庫の原点であり強みである Face to Face を継続するとともに大和信用金庫アプリの機能追加による顧客利便性の向上を進めていきます。また非対面取引の拡充により若年層や未取引層との取引機会を創出し、長期的な関係性を構築していきます。

「収益力の強化」については金利上昇局面を迎え、また貯蓄から投資へのシフトが進展することが確実視される中、引き続き安定収益を確保していくため、質の高い預貸残高の確保と収益性向上に努めていきます。令和6年度よりバーゼルⅢ最終化が適用されており、これまで以上に自己資本管理の重要性が増しています。資本を元手に、獲得した資産がリスクに見合った収益（リターン）を上げているか、金利情勢・相場環境も勘案した上で検証を行い、資産、負債のポートフォリオの検討、各種リスクを想定したリスク管理の高度化等を進めていきます。

「組織力の強化」については将来を見据えた店舗戦略、DX の推進による生産性向上、営業推進体制の再構築を行い金利環境、雇用環境等の変化に対応できる組織を構築します。働きやすい職場環境の整備と職能に応じた教育体制の構築を進め、「人的資本」の充実とエンゲージメントの向上による金庫の持続的成長を実現してまいります。

中小企業の経営支援に関する取組方針について

当金庫では財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価し（**「事業性評価」**）、企業や産業の成長を支援しています。

取引先事業者においてコロナ融資の返済本格化や中東情勢の影響、物価高、人手不足の問題等、経営環境の不確実性が高まる中、資金繰り支援と各種の中小企業支援施策（補助金申請支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチング支援、経営改善支援等）を組み合わせた伴走支援を行います。

中小企業の経営支援に関する態勢整備について

当金庫が持続可能な地域金融機関であるためには、奈良県を中心とした営業エリア内の活性化、将来に向けた営業基盤の強化を図っていく必要があります。そのような背景を踏まえ、令和8年7月、事業者の財務状況に応じ、販路拡大や事業承継・M&A 支援等の「ビジネスソリューション」と金融機関の本業である融資支援を絡めた支援を行うべく、「地域支援部」と「融資部」の統合を行いました。

ビジネスサポート情報の発信窓口と相談窓口の一体化によるコンサルティング機能の強化を目的に開設している「やましんビジネスサポート窓口」では、地域の中小企業・小規模事業者からの「創業」から「事業承継」に至るまで、企業のライフサイクルに応じた相談を受付け、支援対応を実施しています。

中小企業の経営支援に関する取組状況について

1．取引先事業者の経営課題解決に向けて

近年、取引先事業者が抱える経営課題は多様化・複雑化しています。当金庫では、金融仲介機能を発揮し、経営者と深度ある対話を通じ、経営課題の把握・解決に向けた伴走支援を行うべく、取引先事業者に「経営課題に関するアンケート」を実施しています。このアンケート対話活動を通じ把握した経営課題について、外部支援機関と連携し、課題解決に向けた支援を展開しています。また、外部支援機関を講師に招き、事業支援スキルアップ研修の実施や奈良県よろず支援拠点「短期トレーニー研修」への職員派遣など、職員のスキルアップにも取組んでいます。

2．創業・新規事業開拓支援について

奈良県制度融資である「創業支援資金」等の活用を通じて県内で創業・新規事業開拓をされる事業者への支援を行っています。令和7年度の創業支援資金の実績は59件、金額にして327百万円の融資実行を行いました。

また、当金庫では、奈良県よろず支援拠点と連携し、創業時の事業計画書や売上拡大等、経営上のあらゆる悩みの相談に対応する「よろず出張相談会」を定期的に開催しています。

3．ビジネスマッチングの取組みについて

金庫独自のマッチング業務として「やましんビジネス・マッチングサービス」を展開し、ビジネスマッチング業務の活性化に取組んでいます。令和2年度から販路拡大支援の一環として、城南信用金庫が事務局となり全国の信用金庫が連携している「よい仕事おこしネットワーク」に参加、令和3年度には、信金中央金庫のビジネスマッチングスキーム「しんきんコネクト」にも参加し、ビジネスマッチングや販路開拓、特産品紹介等の仲介・取次ぎを行っています。

また、他の信用金庫が主催・共催しているビジネスフェア等に当金庫取引先も出展するなど、取引先事業者の販路拡大を支援しています。

4．各種補助金・助成金等の申請支援について

当金庫は認定支援機関として経済産業省の中小企業支援施策である「ものづくり補助金」や「省力化投資補助金」、「省エネ補助金」の申請支援を行っています。

さらに、上記の支援に加え、当金庫では認定支援機関である民間コンサルティング会社や「中小企業支援に関する覚書」を締結している一般社団法人奈良県中小企業診断士協会とも連携し、付加価値の高い課題解決策の提案、支援態勢の強化に取組んでいます。今後も、認定支援機関として各種中小企業支援施策・公的施策活用支援を行っていきます。

5．経営改善・事業再生支援について

中小企業の財務体質改善を目的に専門スキルを持った職員による個別の経営指導・事業計画策定とアフターフォローを通して、経営課題に応じた最適な解決策の支援を行っています。また、早期経営改善計画策定支援事業（バリューアップ支援事業）等、経営改善・事業再生支援に向けた積極的な取組みを継続しています。

奈良県中小企業活性化協議会とは、再生支援人材の育成に向けた積極的な連携を進めており、令和6年度以降、再生支援人材の重点的な育成を図るべくトレーニー派遣を実施しています。営業店職員向けには、再生支援の実例を用いた実践的な融資スキル養成講座や土曜スクールを開催する等、地域の中小企業者のみなさまに寄り添って、あらゆる手立てで融資人材の育成に注力しています。

6．事業承継・M&A 仲介支援について

少子高齢化が進む中、事業承継は中小企業にとって重要な経営課題となっています。当金庫では、平成30年度に奈良県事業承継ネットワーク（現在の「奈良県事業承継・引継ぎ支援センター」）に参画、令和4年度には、「事業承継支援に係る業務連携及び協力に関する覚書」を締結し、より連携を深め県内事業者の事業承継をサポートしています。

また、当金庫は令和7年10月、中小企業庁「M&A 支援機関登録制度」に登録を行いました。中小企業庁が制定した「中小M&A ガイドライン（第3版）」を遵守するとともに、業務提携をしている「信金キャピタル株式会社」とも連携し、M&A の仲介支援業務に取組んでいます。

7．やましん中小企業支援融資（CLO 融資）の取組み

「やましん中小企業支援融資（CLO 融資）」は、日本政策金融公庫と連携し、証券化手法を活用することにより、貸出債権の信用リスクを証券市場に移転するスキームを採用しており、地域企業に対し無担保での資金供給を可能にする融資商品で、令和3年度より取扱いを開始しました。昨年度においても、令和7年11月14日から令和7年12月10日にかけて商品募集を行い、3件、総額45百万円の融資を実行しています。コロナ融資の返済が本格化する中で資金繰りに不安を抱える地域の事業者に対しても、引き続き積極的な資金繰り支援を展開していきます。

やましんビジネスクラブ（YBC）の活動について

やましんビジネスクラブは、新しい時代に即応しうる経営者と経営組織を創出するため、会員と当金庫の相互啓発によって各事業を推進し、経営者としての素養と見識を高めるとともに、各企業の発展と会員相互の親睦を図ることを目的に活動しています。

1．「若手経営塾」について

若手経営塾は平成25年より、次世代経営者の育成・取引先事業者の経営支援と信頼関係の構築等を目的に開催しています。第11期目となった令和7年度は「ローカルベンチマークシート」や「経営デザインシート」の作成を通じ、次世代経営者に必要な「戦略思考」を学んでいただくことを目的に、5月から11月まで全6回のカリキュラムで開催しました。

また、7月には第1期若手経営塾開催当時から講師を務めていただいているインググロウ株式会社の鈴木社長と若手経営塾卒業生2名によるセッション企画「地域の未来を創る経営～若手経営者の学びと実践～」を開催しました。また、3月にも鈴木社長を講師に招き、経営に関する学びの機会（リスキリング）をテーマに「経営の原点回帰～再成長に向けた経営者としてのアップデート～」と題しセミナーを開催しました。

2．各種セミナー・視察研修の実施について

「やましんビジネスクラブセミナー（YBC セミナー）」は中小企業の実務に役立つ情報提供を目的に開催しています。令和7年度は5月に「新入社員のビジネスマナー研修」を開催しました。また、やましんビジネスクラブ活動の充実、情報提供の機会を目的として「著名人セミナー」や「次世代経営者向けセミナー」を1～2ヵ月に1回のペースで開催しました。

これらに加え、10月には関西電力株式会社協力のもと大飯発電所（原子力発電所）の見学、京都府舞鶴エリアの活力ある企業・施設への視察を行いました。

地域の活性化に関する取組状況について

1．省エネ・地域パートナーシップへの参画

令和6年7月、資源エネルギー庁省エネルギー課において、中小企業の省エネを促すための取組みの一環として、金融機関や省エネ支援機関（省エネ診断等の実施団体）の連携を強化し、地域一丸となった中小企業の支援体制の構築を進めるべく、「省エネ・地域パートナーシップ」という枠組みを立ち上げ、当金庫も「パートナー金融機関」として参画しています。

パートナー金融機関（当金庫）の支援を受けた中小企業等が省エネ補助金を申請する際には、「パートナー金融機関の確認書」を添付することで優遇を受けることができます。

2．奈良県中小企業支援ネットワーク・公民連携プラットフォーム等への参画

県内地域金融機関・政府系金融機関・各種専門家・公的機関で構築される「奈良県中小企業支援ネットワーク」や「奈良県経営まるごと支援ネットワーク」に参画し、関係機関との情報交換や支援事例の共有化により、面的な事業者支援に取組んでいます。

また、地域活性化への取組みとして、奈良市・生駒市・宇陀市等の公民連携ダイアログ・プラットフォームに参画し、自治体・地域の事業者とともに地域課題の解決に向けた取組みを行っています。

金融円滑化への対応について

当金庫では、地元の中小企業のみなさまに必要な資金を安定的に供給するよう取組んでおります。また、サポートが必要なお客様への経営改善支援を行う他、貸出条件の変更等を求められた場合にはその要請を真摯に受け止め、お客様の抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて貸出条件の変更等、きめ細かな対応を行っています。

今後も、コンサルティング機能の発揮により、お客様の課題に応えられるよう、役職員全員が自己研鑽に励んでまいりますので、お気軽にご相談ください。

事業性評価に基づく融資の取組について

事業性評価に基づく融資取組は、地域金融機関における基本的な取組みであると認識し、金融支援を行っています。取組みにあたっては、地域の経済や産業の現状を分析した上で、お客様と十分なコミュニケーションを図って課題を共有し、融資金が着実に中小企業のみなさまの将来の資産形成等に繋がるようアドバイスや支援策の提示を行っております。

当金庫は、令和8年5月25日の事業性融資推進法の施行を見据えて、お客様への伴走支援を一層強化するべく体制整備に取り組んでまいりました。令和8年5月25日付で企業価値担保権信託会社となり、お客様の将来キャッシュフロー創出のために寄り添った支援を展開していく方針です。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、令和4年12月に経済産業省・金融庁・財務省による「経営者保証改革プログラム」が策定されるとともに、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正が公表されました。当金庫では、「経営者保証に関する取組方針」をホームページ等で公表するとともに、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討し、検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行うなど、適切な対応に努めています。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

▶経営者保証に依存しない融資慣行の確立のため、法人と個人の一体性の解消が図られている、もしくは、図ろうとされているお客様のお申し出に対して、事業性評価等の内容を踏まえたうえで総合的な判断を行います。
▶お客様が融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客様のご意向を踏まえたうえで検討いたします。
▶上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
▶経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
▶お客様から既存の保証の変更・解除等のお申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
▶事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
▶お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以　上

当金庫の金融仲介機能の発揮に向けた取り組みについて

3ヵ年計画「本業強化と環境変化への対応2024～原点回帰して未来を切り拓く～」の中間年度となった昨年度は、引続き、本業（預貸業務）の強化を最重要課題と位置付け、「現場力」、「収益力」、「組織力」の底上げを図るとともに、当金庫が地域の顧客から選ばれ続けるために、信用金庫の強みである「Face to Face」による営業活動を通じ、事業者の実情に応じたきめ細かな支援を行ってきました。人口減少や少子高齢化が進む中、地域金融機関には単なる金融仲介機能に留まらず、地域社会の持続的発展を伴走で支援する役割が期待されています。3ヵ年計画の最終年度となる今年度は、事業性評価に基づく本業支援、地域の脱炭素化支援、DX を通じた生産性向上支援等により地域経済の力強い循環を目指していきます。

金融仲介機能のベンチマークについて

平成29年9月、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を自己評価するとともに、客観的に把握できる指標として「金融仲介機能のベンチマーク」が金融庁より公表されました。当金庫はこのベンチマークの活用や開示を通じて、金融仲介機能の質を高めてまいります。

1．当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率）の改善や就業者数の増加が見られた企業グループの先数、及び同先に対する融資額の推移

	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
メイン先数	1,839先	1,824先	1,830先
経営指標が改善した先数	1,131先	826先	1,113先
経営指標が改善した先に係る融資残高	1,115億円	891億円	1,074億円

当金庫は、お取引先企業の経営改善に向けた支援に本支店一体となって取組んでいます。

2．当金庫が関与した創業、第二創業の件数

金融機関が関与した創業件数	191件
金融機関が関与した第二創業件数	0件

当金庫は、地元経済の発展のため、創業支援にも積極的に取組んでいます。

3．ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	5,145先	308先	312先	4,001先	308先	216先
ライフステージ別の与信先に係る事業年度内の融資残高	2,262億円	68億円	173億円	1,637億円	179億円	203億円

当金庫は、お取引先企業のライフステージに応じた支援に取組んでいます。

地域の脱炭素・カーボンニュートラル実現に向けた取組み

当金庫は、地域の中小企業や地域住民のみなさまとともに、脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを加速させていく方針を掲げ、以下の取組みを進めています。

1．地域の脱炭素・カーボンニュートラル実現に向けた取組について

日本では2050年にカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言する等、グリーントランスフォーメーション（ＧＸ）が求められる時代に突入しており、当金庫営業エリア内の中小企業においても脱炭素に向けた取組みが求められています。

当金庫も地域の中小企業や地域住民のみなさまとともに、脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを加速させていく方針を掲げ、その一環として県内自治体に対し連携協定書締結を呼びかけ、令和8年6月末時点で15市町（「三郷町」「桜井市」「橿原市」「香芝市」「天理市」「宇陀市」「広陵町」「三宅町」「斑鳩町」「奈良市」「葛城市」「王寺町」「上牧町」「大和高田市」「生駒市」（以上、連携協定書の締結順））と連携協定を締結し、広く脱炭素・カーボンニュートラルの意識醸成・取組み促進を目的に、協働しています。また、脱炭素につながる設備投資（企業向け）と電気自動車やハイブリッド車の購入、太陽光パネルの設置を含むリフォーム等（個人向け）に使える「脱炭素応援ローン」の取扱いを開始し、個社別支援のみならず地域を巻き込んだ面的支援を展開しています。

2．「脱炭素」に資する事業を対象とした企業版ふるさと納税

企業版ふるさと納税制度を活用して、令和7年度は生駒市へ100万円を寄付し、贈呈式および感謝状授与式を実施しました。

寄付金は、「脱炭素」に資する事業に寄付しており、生駒市「脱炭素に資する事業（EV 車購入費）」に活用いただきました。

3．カーボンオフセット都市ガス契約への切り替えについて

当金庫は、脱炭素社会の実現に向けて本店別館及び桜井北支店において桜井ガス株式会社様（奈良県桜井市、代表取締役梅咲直照様）が提供するカーボンオフセット都市ガスへ切り替えを行いました。

カーボンオフセット都市ガスは、ガス使用時の CO_2排出量を J- クレジット等のカーボンクレジットで相殺（オフセット）する脱炭素化の仕組みを活用した都市ガスで、従来契約からの切替を行うことで、持続可能な経済の好循環を生み出すことに貢献することができます。

本件では吉野林業プロジェクト（一般社団法人大和森林管理協会　奈良県北葛城郡）の J- クレジットを活用し、J- クレジットの購入資金は当金庫の本店所在地である桜井市をはじめとする県内森林の環境保全に再投資されることから、地域の脱炭素化に貢献する「カーボンクレジットの地産地消」に繋がる取組みとなります。

4．環境配慮型ローン「やましん脱炭素応援ローン」の取扱い

当金庫では、脱炭素への取り組みを支援し、地域におけるゼロカーボンの実現に貢献していくとともに、自治体等とも連携して取り組みを県内に広げていきたいと考えており、脱炭素実現に向けた環境配慮型ローン「やましん脱炭素応援ローン（事業性融資及び消費者ローン）」を取扱っております。

トピックス

1．バンキングアプリ「大和信用金庫アプリ」について

当金庫は、独自のバンキングアプリ「大和信用金庫アプリ」を令和６年６月より取り扱いしております。「大和信用金庫アプリ」は、「非対面取引チャネルの拡大」、「若年層との取引強化」を図ることができ、アプリ機能であるプッシュ通知により、お客様へタイムリーな情報が発信できる機能性・利便性の高いアプリとなっております。

普通預金の残高や入出金明細が照会できる他、ローン残高やローン返済額等が確認できる「ローン返済予定表照会機能」があります。また、「普通預金新規口座開設」や「インターネットバンキング新規申込」、「投資信託口座開設」、「NISA 口座開設」を窓口に来店することなく、アプリ上でいつでも・どこでもお申込みいただけます。

2．大和信用金庫 SNS（LINE・Instagram）公式アカウントについて

当金庫は、社内公募により集まった若手職員を中心とした「SNS マーケティングプロジェクト」を発足し、SNS の活用について協議を進め、令和７年５月に SNS 公式アカウント「LINE」「Instagram」を開設しました。

SNS 公式アカウントでは、当金庫の商品やサービス、キャンペーンやイベントの案内に加えて、地域の「開業情報」や奈良県内のおすすめスポットや地域特産品等の魅力的な情報を積極的に発信することで、地域活性化に繋げていきます。

3．第10回「やましん　ふれあいバスツアー」の開催

令和８年２月から９班に分かれて、1泊2日のバス旅行「夢千代の里 山陰・湯村温泉『佳泉郷　井づつや』と2025年公開映画『国宝』ロケ地“永楽館”を訪ねる1泊2日」を開催しました。

当金庫で年金をお受取のお客様530名の方にご参加いただき、映画「国宝」のロケ地となった芝居小屋での落語鑑賞や海の幸の買い物、食事等を満喫いただきました。

SDGs 達成に向けた取り組み

「大和信用金庫 SDGs 宣言」「大和信用金庫 SDGs 方針」の策定

令和元年12月2日に「大和信用金庫 SDGs 宣言」及び「大和信用金庫 SDGs 方針」を策定いたしました。当金庫の基本理念である「信頼」「地域」「幸せ」への取り組みを通じて、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs)」の達成を目指してまいります。

大和信用金庫 SDGs 宣言

大和信用金庫は、基本理念に掲げる「信頼」「地域」「幸せ」への取り組みを通じて、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs)」の達成を目指します。

お客様から「信頼」される、「地域」発展のお役に立つ、職員と家族の「幸せ」を大切にする地域金融機関として存在感を発揮し、「持続可能な社会の実現」のために、事業活動を通じて地域の活性・発展に役職員一同努めてまいります。

大和信用金庫 SDGs 方針

1．信頼

中小企業のお客様が抱える経営課題に即した課題解決型金融の実践による資金供給や、ライフサイクルにおける各年代のお客様が求めるニーズ・コンテンツに即した的確なサービス提供により「信頼」される“やましん”を目指します。

2．地域

次世代のために、奈良県の地域特性を活かし歴史・環境を大切にした取組みを進め、「地域」と当金庫が共に持続的成長・地域価値向上を目指し、誰もが地域との繋がりを実感し安心できる住みやすい街づくりに貢献します。

3．幸せ

働き方改革、ワークライフバランス向上への取組みを行い、職員が成長を実感できる職場、自らが挑戦できる職場、心身ともに健康的な働きがいのある職場を目指し、職員の「幸せ」が家族の「幸せ」となり、延いてはお客様の「幸せ」へと拡がるような職場づくりに努めます。

当金庫の取り組み紹介

奈良県地域貢献サポート基金へ寄付

奈良県が運営する「奈良県地域貢献サポート基金」に対して、「奈良県内の脱炭素に資する事業」をテーマに50万円寄付しました。同基金への寄付は平成23年から毎年実施しており、今回で15回目の寄付（寄付総額725万円）となります。

当金庫は、この寄付を通じて奈良県内の脱炭素化に積極的に取り組む団体を支援し、「奈良県内の脱炭素化「地域の課題解決」「地域の活性化」に貢献してまいります。

公益社団法人なら犯罪被害者支援センターへ寄付

犯罪被害に遭われた方々に少しでも支援できるよう、「公益社団法人なら犯罪被害者支援センター」（奈良県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）に15万円を寄付しました。同先に対する寄付は平成26年度より実施しており、今回で12回目となります。

当金庫では、県民の皆様の防犯意識を高め、奈良県の犯罪のない安心で安全な街づくりに貢献したいと考えています。

本店前交差点見守り活動の実施

桜井警察署ならびに一般財団法人奈良県交通安全協会桜井支部協会が実施している交差点見守り活動に平成31年4月より参画し、当金庫本店前の交差点において、毎月1日と15日及び「交通安全県民運動」期間中の7：30～8：15に本店営業部職員と本部職員が実施しています。

やましん SDGs 私募債の取扱い

当金庫は、平成30年6月から、お客様の多様化する資金調達方法に対応するため「私募債」の取扱いを開始すると共に、地域社会へ貢献することを目的として、信金中央金庫が提供するスキームを用いた「しんきん CSR 私募債『輝く未来』」の取扱いを開始しました。

また、令和2年1月からは CSR 私募債に代わり、信金中央金庫が提供するスキームを用いた「やましん SDGs 私募債『ちいきのミライ』」の取扱いを開始、令和6年4月からは地域における脱炭素に資する取り組みを支援するため、「やましん SDGs 私募債『ちいきのグリーン』」の取扱いを開始しました。

大和高田市でのキャリア教育の実施

令和7年10月に大和高田市立片塩中学校のキャリア教育「わくワーク講座」で金融講義を実施しました。金融機関の役割や地域活性化・SDGs 達成への取組み等を説明し、「魅力ある会社を計画しよう！」をテーマにワークショップを実施しました。

また、金融・経済に関する正しい知識を学び、金融リテラシーが向上するよう、J-FLEC（金融経済教育推進機構）と連携した金融教育も併せて実施しました。

高校生フォトコンテストの実施

地域の将来を担う子供の成長を支援する観点から、若者の感性で撮影された写真を公募することで制作意欲の向上を醸成し、撮影技術と感性のスキルアップの機会を創出するべく、4回目となる「高校生フォトコンテスト」を開催いたしました。

奈良県内にある高等学校の在学生のみなさまから、県内で撮影された写真を募集し、優秀賞に選ばれた6作品は、毎年作成している当金庫オリジナルカレンダーに掲載しております。

その他の取り組み

- 1 貧困をなくそう
  - 制服回収ボックスの設置
- 3 すべての人に健康と福祉を
  - 「横断歩行者保護宣言事業所」への加盟
  - がん検診啓発活動
  - 職員向けメンタルヘルスケアの実施
- 4 質の高い教育をみんなに
  - やましん子育て応援定期預金、定期積金「ANGEL PLUS ONE」の取扱い
  - 職員向け資格報奨金制度
  - 通信講座助成金制度
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
  - 旧姓使用による預金口座開設等の取扱い
- 6 安全な水とトイレを世界中に
  - 大和川一斉清掃
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
  - 太陽光発電設備等の設置
- 8 働きがいも経済成長も
  - 職員向け介護休暇、看護休暇、学校行事参加休暇等の導入
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
  - ICT 利活用宣言
- 11 住み続けられるまちづくりを
  - ファミリーハイキングの実施、大和さくらい万葉まつり等多数に参加
  - マラソン大会への協賛、参加
- 13 気候変動に具体的な対策を
  - クールビズ運動、ウォームビズ運動の実施
- 15 陸の豊かさも守ろう
  - 地域一斉清掃の実施
- 16 平和と公正をすべての人に
  - 特殊詐欺被害防止活動の実施
  - オレンジリボン運動
  - マネーロンダリング対応
  - 「こども 110 番」の実施
  - 地域見守り活動への参画
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう
  - 地域連携協定
  - ビジネスマッチング

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

1. コンプライアンス（compliance）とは

「コンプライアンス」という言葉は、ある時は法令遵守という意味で使われ、またある時は企業倫理・経営倫理との関連で論じられていることもあり、さらには、リスク管理の一環としてコンプライアンスを論じることもあります。一般的には、『社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと。』とされています。

2. 当金庫のコンプライアンス態勢と取組姿勢について

当金庫のコンプライアンス態勢は、コンプライアンスにおける課題を検討し、かかるリスクを事前回避することを目的として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと位置付けて業務を遂行しています。

役職員は、コンプライアンス・マインドに溢れた職場環境と人間関係を創造するため、各種研修等を通じてその周知徹底を図り、それぞれが高い倫理観と使命感を持って行動することで、日常業務運営における違法行為及び事故の未然防止に努めています。

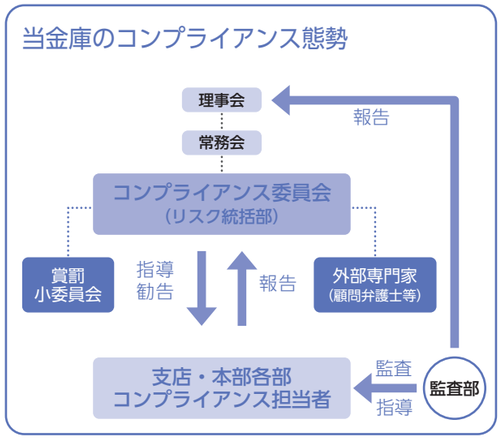

当金庫の金融商品にかかる勧誘方針について

当金庫は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」にもとづき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘における適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様自身の判断によってお決めいただきます。その際当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報保護宣言の全文、その他個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、当金庫ホームページ（https://www.yamato-shinkin.co.jp）の他、店頭掲示のポスターにてご案内しております。また、お気軽に「顧客情報管理室」あるいは当金庫本支店窓口にお問い合わせ下さい。

当金庫におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る対応方針について

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策を経営の最重要課題の一つと捉え、事業規模を考慮したうえ、不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築することを基本方針としております。その上で、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与を未然に防止するため、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、引き続き一層の取組強化に努める方針です。

なお、お客様のお取引が『犯罪収益の移転の危険性が高いものとして「疑わしい取引」の届出に該当する取引』に該当すると認識した際は、当金庫は速やかに監督官庁に「疑わしい取引」の届出を行うとともに、継続的な取引モニタリングの実施や取引制限を行うことが義務付けられております。

そのため、金融当局ならびに奈良県警察本部の指導により、当金庫では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと判断せざるを得ない一部のお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施や、お客様情報のご提供をお願いさせていただくとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引をお受けいたしかねる、または一部お取引を制限させていただくことがございます。

お客様には一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る取組方針

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、取組方針を次のとおり定め、管理態勢を整備しています。

第１条　基本方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、当金庫の事業規模を考慮したうえ、不断の検証と高度化に努めるとともに、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築することを基本方針とします。

具体的には、経営陣が主導し、各部門の利害調整を図り、以下の対応を組織全体で連携・協働して行います。

なお、ここでいう「経営陣」とは、常勤役員のことをいいます（以下同じ）。

①マネロン等リスクを特定・評価するための枠組みの構築
②マネロン等リスクの特定・評価を実施するための指導・支援
③マネロン等リスクの評価結果を踏まえた取組方針・規程の策定
④取組方針・規程にもとづき定める計画、顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定
⑤マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分

また、マネロン等リスクが変化した際や、運営上の課題が確認された場合には、自らの営業分野・営業地域やマネロン等に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、改めて取組方針・規程・計画・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

第２条　経営陣の関与

経営陣は、マネロン等リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、主導的かつ積極的に関与するとともに、マネロン等対策に関する取組を全ての役職員へ浸透させることに努めます。

第３条　管理態勢

当金庫におけるマネロン等対策の統括部署はリスク統括部とし、各部門の担当部署や営業店等と連携を図り、マネロン等対策に取組みます。

また、関連会社におけるマネロン等対策をグループ一体で整合的に管理、監督し、グループ内での対応、情報共有に取組みます。

第４条　リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にもとづき、当金庫が直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。また、当該内容を文書化し「特定事業者作成書面（リスク評価書）」として制定します。

第５条　顧客の管理方針

犯罪収益移転防止法にもとづき、顧客の本人特定事項及び顧客管理事項の確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つよう、継続的な顧客管理を実施します。

また、別に定める「顧客管理方針」にもとづき、適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備する中で、継続的な顧客管理による顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、対応策の見直しを図ります。

第６条　疑わしい取引の届出

営業店からの報告、または、各種システムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

第７条　資産凍結対象者に対する措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適正に実施します。

第８条　役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

第９条　実効性の検証

マネロン等の管理態勢について、統括部署であるリスク統括部は営業店等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえた継続的な態勢改善に努めます。

リスク管理態勢の実効性の検証の結果、明らかになった問題を踏まえ、適切な改善対応策を講じるとともに、リスクの特定・評価・低減のための手法自体も含めた方針・手続・計画等について見直しを行います。

第10条　顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM 等を活用して顧客からの理解を得るための周知活動及び広報活動に取組みます。

以　上

内部管理基本方針

1．当金庫の理事及び職員並びにその子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1） 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「信用金庫行動綱領」とこれに基づく「法令等遵守規定」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違反行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。

（2） 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部門」を設置するとともに各業務部門及び営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部門との連携を図る。

また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができる「ホットライン」の設置・「コンプライアンス相談申込書」を制定する。

（3） 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2．当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1） 理事の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書取扱規程」にもとづき、適正な保存及び管理を行う。

（2） 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3．損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（1） 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理規定」をリスク管理の基本規定として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規定等を策定する。

（2） 当金庫全体のリスクを一元的に管理する「統合的リスク管理部門」及びリスクカテゴリーごとの主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する。

また、リスク管理方針にもとづき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関する部門を「予算委員会」とする。

（3） 統合的リスク管理部門は、当金庫におけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常務会等に報告する。また、特に経営に重大な影響を与える事案については、理事会等に速やかに報告する。

（4） 内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会等及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証する。

4．当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1） 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営は「理事会規定」及び「業務運営規定」に定める。

（2） 理事会は、機関・職制・職務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、有効且つ効果的な職務遂行を実践する。

（3） 理事会は、経営方針、経営企画、業務・態勢にかかる基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会及び担当理事等の判断に委ねる。

（4） 理事会は、事業が効率的に運営できるように情報開示等を適時適切に実行するとともに、広くその意見の収集に努める。

5．当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

（1） 当金庫の代表理事は子法人等の取締役から子法人等の取締役等の職務執行状況のうち重要な情報等経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会等に報告する。

また、当金庫の子会社等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当金庫の関連部署が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。

（2） 当金庫と当金庫の子会社等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から、適切なものとなるようコンプライアンス統括部門や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じる。

（3） 当金庫は、当金庫が策定した「コンプライアンスマニュアル（信用金庫行動綱領含む）」をグループ全体のコンプライアンスの考え方の根幹とし、これを子法人等の役職員に周知する。

（4） 当金庫では、当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役及び使用人においても、当金庫のコンプライアンス統括部門の管理者に対して直接通報ができる「ホットライン」を整備する。

（5） 当金庫は、大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等の不測の事態により生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、当金庫が策定する「業務継続計画」を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫の子法人等の役職員に周知することにより平時よりグループ全体の危機管理態勢を整備する。

（6） 当金庫の内部監査部門は、定期的又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、当金庫グループのコンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて理事会等に報告する。

（7） 当金庫は、子法人等管理部門において、子法人等における業務運営方針や経営計画に基づく事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会等へ報告する。

（8） 当金庫は、子法人等において業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、必要に応じて子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の役員が兼務する。

6．当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1） 当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その職務を補助すべき職員を配置する。

（2） 当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

（3） 当金庫は、監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

7．次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

イ． 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制

（1） 理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

①理事会及び常務会で決議された事項
②当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
③経営状況に関する重要な事項
④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
⑤重大な法令・定款違反
⑥公益通報の状況及び内容
⑦その他コンプライアンス上重要な事項

（2） 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

（3） 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

（4） 監事は、常務会、予算委員会、コンプライアンス委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し 報告を求めることができるものとする。

ロ． 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制

（1） 当金庫は、当金庫及び子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、金庫グループの内部通報ホットライン等を利用することにより、当該担当部門に当該報告がなされた場合にあっては、当該担当部門は直ちに監事への報告を行うこととする。

（2） 当金庫の監事は、当金庫及び子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、当該監事に対して速やかに適切な報告を行うことを義務付ける。

（3） 当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、当金庫及び子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

（4） 当金庫は、金庫グループの内部通報ホットラインの担当部門が当金庫の監事に対して、内部通報の状況等（監事に直接通報された事項を除く）について、定期的に報告を行うよう義務づける。

8．前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1） 当金庫は、金庫グループの内部通報ホットライン等を利用して、当金庫への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不当な取扱（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止し、これを内部通報規定に定めたうえで当該規定の内容を当金庫及び子法人等の役職員に周知する。

（2） 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

（3） 当金庫は、内部通報規定において、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。

（4） 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、内部通報規定や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

9．当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（1） 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（2） 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

（3） 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等にもとづき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。

（4） 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10．その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1） 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者、子会社の取締役等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。

（2） 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。

（3） 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に説明を求めることができるものとする。

リスク管理方針

多様化する金融環境における金庫経営では、自己責任原則にもとづき、業務執行にかかわる各種リスクを正しく把握し、迅速かつ適切なリスク管理を行うことで、より一層資産の健全化・収益性の向上を図ることが求められています。

当金庫のリスク管理態勢は、各種のリスクについて各主管部門を中心にリスクを正確に評価したうえで、最高意思決定機関を理事会とし、執行機関として常務会を置き、また、各リスクを統括的に管理する部署としてリスク統括部を設置しています。

それに加え、内部監査部門である監査部が適切性を検証するとともに、監事監査及び外部監査人による監査や必要に応じ法律専門家のリーガルチェックも受け、適切な業務運営とリスク管理を実施しています。

【統合的リスク管理】

統合的リスク管理の基本方針については、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性と適切性を確保すると共に収益力の向上を図るため、金庫のリスクを総体的に捉え、そのリスクと経営体力とを対比することにより、金融情勢等の変化に対応できる統合的なリスク管理を実施するとしています。

具体的には、金庫経営に影響を与えるリスクを特定し、それぞれのリスク特性に応じたリスク管理を実施することにより、金庫経営に影響を与えるリスクのうち定量化できるリスク量を把握し、その各リスクに対し限度額、警戒ラインを設定しています。定量化リスクについては、定期的なモニタリングによりリスク量に対する評価を実施し、今後のリスク・テイク及び収益確保等の方策を検討し、それにもとづきリスクのコントロール方針を決定することとしています。

統合的リスクについては、信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスクを管理対象としています。

※ オペレーショナル・リスクの詳細は48ページに記載しています。

【信用リスク管理】

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失することにより、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、債務者の実態把握により自己査定を適切に実施し、進捗管理ならびに結果トレースを徹底し、信用リスク量の把握に努め、ディスクロージャー債権の適切な開示に努めています。（信用リスクの詳細を40ページに記載しています。）

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場のリスク要素の変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、ALM（資産と負債の総合管理）体制の充実と金利上昇への対応として100BPV（金利が1.0ポイント変化したときの損益変化）及び有価証券等の価格や為替相場変動への対応として VaR（市場における損失の可能性を計量化する手法）によりリスク量を把握し、リスクを適切に管理するとともに、適切な収益の確保を目指すことに努めています。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、運用・調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀無くされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫においては、市場動向、預貸金動向を踏まえ、資金調達運用方針を検討し、流動性リスクを正確に把握し、適正な管理を行っています。

また、市場混乱等によるリスクが顕現化した場合に備えて、緊急時の対応模擬訓練や資金手当て可能額の把握・管理等を行っています。

【自己資本管理】

地域金融機関として、自己資本の充実を図りリスクに見合った十分な自己資本を確保することは、社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性と適切性を確保するうえで極めて重要であることを認識し、自己資本の充実及び自己資本の適正評価により経営体力の向上を図るため、自己資本の管理を実施することとしています。

自己資本管理とは、自己資本の充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいい、当金庫では下記の通り定義付けています。

（1）自己資本充実度の評価における自己資本は、自己資本が潜在損失（リスク）に対する備えであることを踏まえ、自己資本比率算出上の自己資本額とします。

（2）自己資本比率算定上、金庫が用いる手法は、信用リスク関連は標準的手法、オペレーショナル・リスク関連は標準的計測手法（内部損失乗数は1とする）を用います。

また、自己資本充実度の評価におけるリスク許容額は、自己資本比率の国内基準である4％を超える自己資本相当額としています。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）で受け付けています。

1．苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2．事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3．苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

大和信用金庫 総務部（顧客サポート管理統括部署）
住　　所：奈良県桜井市大字桜井 281 － 11
T　E　L：0744 － 42 － 9083
F　A　X：0744 － 46 － 2661
受付時間：9：00 ～ 17：00 月～金（信用金庫営業日）
受付媒体：電話、手紙、面談、ホームページ等

※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4．当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務部または本部関係部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）
住　　所：〒 103 － 0028 東京都中央区八重洲 1 － 3 － 7
T　E　L：03 － 3517 － 5825
受付時間：9：00 ～ 17：00 月～金（祝日、12/31 ～ 1/3 除く）
受付媒体：電話、手紙、面談

5．奈良弁護士会、東京弁護士会が設置運営する仲裁センター、奈良県消費生活センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、総務部、本部関係部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。

名　　称	奈良弁護士会　仲裁センター	東京弁護士会　紛争解決センター	奈良県消費生活センター
住　　所	〒630－8237 奈良市中筋町22－1	〒100－0013 東京都千代田区霞が関1－1－3	〒630－8122 奈良市三条本町8－1シルキア奈良2階
電話番号	0742－22－2035	03－3581－0031	0742－36－0931
受付日時	月～金（祝日を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～16:30

6．投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等のお申し出並びに紛争の解決を図る手段として、上記全国しんきん相談所の他に、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けています。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）
住　　所：〒 103 － 0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 － 1 － 1 第二証券会館
T　E　L：0120 － 64 － 5005
受付時間：9：00 ～ 17：00
月～金（祝日、12/31 ～ 1/3 除く）

7．当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融 ADR 制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

(1)営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務部（顧客サポート管理統括部署）がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
(2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務部（顧客サポート管理統括部署）もしくは本部関係部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
(3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を顧客サポート管理統括部署と連携のうえ本部関係部から行います。
(4)お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
(5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
(6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果にもとづき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
(7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
(8)苦情等に対応するため、関連規定等にもとづき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
(9)お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
(10)苦情等への取組体制

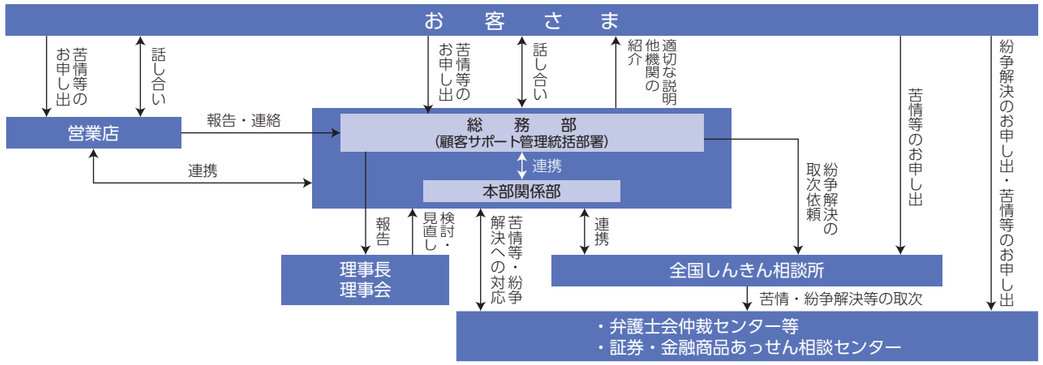

経営指標について

金融機関の経営状況を示す指標にはいろいろな数値がありますが、特に健全性を表す指標である「自己資本比率」、不良債権の比率である「不良債権比率」が良く使われています。

令和7年度において、自己資本比率は前期対比で上昇し、国内基準である4% を大きく上回る数値となっています。また、不良債権比率は前期より上昇しておりますが、担保及び引当金等により、今後も安心してお取引していただける経営状況となっております。

【令和8年3月期の自己資本比率について】

信用金庫は、経営の健全性と安定性を確保するために、資産に対して一定以上の自己資本を保有することが求められています。

当金庫の令和8年3月期の自己資本比率は、前期対比0.32ポイント上昇し13.36% となり、国内基準である4% を大きく上回る水準を維持しています。

今後とも統合的なリスク管理の徹底により収益を確保し、安定的に自己資本を積み上げてまいります。

自己資本比率とは、貸出金などの資産（リスク・アセット等）に対する自己資本の割合のことです。自己資本はコア資本に係る基礎項目の額及びコア資本に係る調整項目で構成されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額}}$$

大和信用金庫単体における自己資本の構成に関する事項は38ページに記載しております。また、連結における自己資本の構成に関する事項は52ページに記載しております。

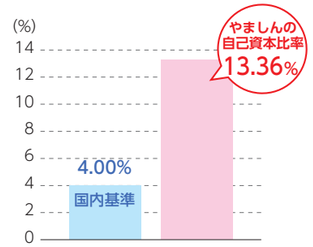

金融再生法による開示債権について

令和8年3月期の金融再生法に基づく不良債権額は9,958百万円となり、前期対比で1,693百万円増加し、不良債権比率は前期より0.45ポイント上昇の2.68％となりました。

なお、不良債権に対し、担保・保証額3,766百万円及び貸倒引当金4,637百万円があります。

金融再生法に基づく開示債権額の推移

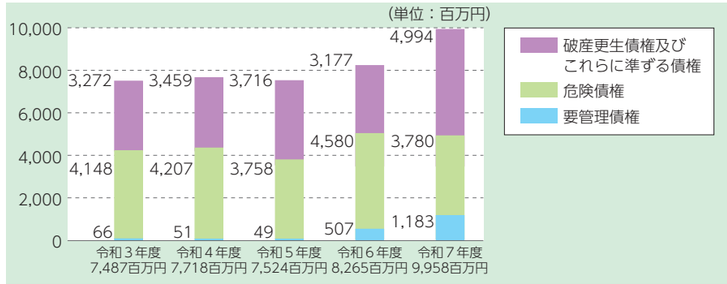

（単位：百万円）

自己査定と保全の状況（対象：貸出金等与信関連債権）						金融再生法開示債権（対象：貸出金等与信関連債権）	
債務者区分	残高 ①	比率 (%)	担保等保全額 ②	貸倒引当金 ③	保全率 (%) (②＋③)÷①	区分	残高
破綻先	2,557	0.6	800	4,194	100.0	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,994
実質破綻先	2,437	0.6					
破綻懸念先	3,780	1.0	2,921	369	87.0	危険債権	3,780
要注意先　うち要管理債権	1,183	0.3	44	72	9.8	要管理債権（貸出金のみ）	1,183
要注意先　要管理先	2,336	0.6				小計	9,958
要注意先　その他の要注意先	29,187	7.8				正常債権	361,024
正常先	330,683	89.1					
合計	370,982	100.0				合計	370,982

（担保・保証等の額、及び引当金の額については、37ページ及び41ページに記載しております。）

主な預金商品

令和８年７月１日現在

種　類	内　　容
総合口座	1冊の通帳に〈貯める・支払う・借りる・運用する〉4つの機能をまとめました。 自動融資も担保の預金・積金残高の90%（最高500万円）以内とワイドです。
普通預金	お預け入れ・お引き出し自由の便利な預金です。公共料金等の自動支払いや給与・年金・配当金・公社債元利金の自動受取りもできます。
普通預金 T.M (テン・ミリオン)	お預け入れ残高が1,000万円以上の場合、金利が優遇されるお得な普通預金です。
無利息型普通預金	普通預金と同様にご利用できます。お利息はつきません。預金保険制度における決済用預金として、全額保護の対象となります。
やましん後見支援預金	後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的に必要な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる普通預金です。家庭裁判所の「指示書」が必要となるため、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。
貯蓄預金	10万円型と30万円型の2種類があり、キャッシュカードもご利用いただけます。
当座預金	商取引に必要な手形や小切手をご利用いただけます。（令和6年10月以降新規開設できません）
通知預金	預入金額は1万円以上、預入期間は7日以上となります。
納税準備預金	各種税金の納税資金をお預け入れいただけ、お利息に税金がかかりません。お引き出しは、原則として納税に充てる場合に限ります。
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の効率的な運用に最適です。市場金利の動向に合わせて当金庫独自の金利を設定します。
スーパー定期預金	100円からお預け入れ可能な、手軽で身近な預金です。
期日指定定期預金	お預け入れ後1年以上経過すると1ヵ月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。 1年複利で満期日に一括課税計算しますので、さらに有利です。
変動金利定期預金	6ヵ月毎に金利が変更され、特に3年ものは半年複利で満期日に一括課税計算しますので、とても有利です。
スーパー定期積金 （ビッグ100積金）	ご利用の目標に向かって、毎月一定額をお積み立ていただく預金です。無理なく確実に貯めていただけます。
退職金特別金利定期預金 ハッピーロード	退職金で新たにお預け入れいただく定期預金に特別金利を適用させていただきます。 退職金の受取日・受取額を確認できる資料が必要となります。
相続定期預金	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預け入れいただく定期預金に特別金利を適用させていただきます。
年金受給者向け優遇金利付定期預金 新ゆうゆう定期預金	当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様・お受け取りをご予約いただいているお客様限定の優遇金利定期預金です。 2つのタイプの定期預金をご用意しています。
年金受給者向け優遇金利付定期積金 ゆうゆう定期積金	当金庫で年金をお受け取りいただいているお客様限定の優遇金利定期積金です。 2ヵ月に1度の自動振替で、ゆうゆうらくらくお積み立ていただけます。
子育て応援定期預金 ANGEL PLUS ONE	18歳未満のお子さまが3人以上おられるご家庭を対象に、世帯合計で300万円までの定期預金の金利を優遇させていただきます。
子育て応援定期積金 ANGEL PLUS ONE	18歳未満のお子さまが3人以上おられるご家庭を対象に、1世帯当り契約金額100万円以上300万円までの定期積金の金利を優遇させていただきます。

主な融資商品

令和８年７月１日現在

種　　類	融資期間	ご利用額	内　容　・　特　色
住宅ローン イーアルジ	最長50年	2億円以内	住宅の新築・増改築、土地建物の購入資金ならびに既存の住宅ローン借換資金にご利用いただけます。
事業者向け 脱炭素応援ローン	最長20年	1億円以内	脱炭素(ゼロカーボン)社会の実現に向けて、脱炭素化・省エネルギー化・新エネルギー化に繋がる設備導入資金を支援します。
個人向け 脱炭素応援ローン	車購入資金 最長15年 リフォーム資金 最長15年	1,000万円以内	電気自動車(EV)・燃料電池自動車(FCV)・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車の購入、太陽光発電設備・蓄電システムの設置等にかかる資金のご融資金利を優遇いたします。
リフォームプラン	最長15年	1,000万円以内	住宅のリフォーム(増改築・修繕)に必要な資金としてご利用いただけます。 FAX やインターネットで仮申込みができます。
教育プラン	最長16年	1,000万円以内	学校(教育施設)の入学金・授業料・下宿代等就学に必要な資金としてご利用いただけます。 FAX やインターネットで仮申込みができます。
カーライフプラン	最長15年	1,000万円以内	マイカー購入だけでなく、免許取得費用や修理費用、車検費用等にご利用いただけます。 FAX やインターネットで仮申込みができます。ご来店不要の WEB 完結型も取り扱っています。
子育て応援ローン ANGEL PLUS ONE	教育資金 最長16年 車購入資金 最長15年	1,000万円以内	20歳以下のお子さまが3人以上おられるご家庭を対象に、教育資金・自家用車購入資金のご融資金利を優遇いたします。
フリーローン	最長10年	500万円以内	お使いみち自由で便利なローンです。FAX やインターネットでも仮申込みができます。 （事業資金は除く）
e ローン即銭力（そくせんりょく）	最長10年	1,000万円以内	お使いみち自由で便利なローンです。原則ご契約まで WEB で完結、ご来店不要です。 （事業資金は除く）
カードローン Smiles（住まいるズ）	3年 （自動更新）	50・100・ 200・300万円以内	当金庫で住宅ローンをご利用されているお客様限定のお使いみち自由で便利なカードローンです。FAX やインターネットで仮申込みができます。（事業資金は除く）
カードローン Ease（イーズ）	3年 （自動更新）	50・100・200・ 300・400・500万円以内	お使いみち自由で便利なカードローンです。FAX やインターネットで仮申込みができます。（事業資金は除く）

各種サービス

令和８年７月１日現在

種　類	内　　容
国債の販売	利付国債及び個人向け国債のお取扱いをしています。
大和信用金庫アプリ	残高・入出金明細や保有資産の照会、普通預金口座・インターネットバンキング・投資信託口座・NISA 口座の開設、ローンのお申込みや返済予定表の確認、住所・電話番号の変更手続き等がご来店不要でできます。
デビットカード	当金庫のキャッシュカードで、お手持ちの現金がなくても全国の J-Debit 加盟店で利用限度額に応じてお買い物ができます。
やましん個人 インターネットバンキング	パソコン・スマートフォンにより、個人向けのサービスを行っており、残高照会、個別振込、税金・各種料金の支払（マルチペイメント）などにご利用いただけます。
やましん法人 インターネットバンキング	パソコンにより法人及び個人事業者向けのサービスを行っており、残高照会、総合振込、給与振込、税金・各種料金の支払（マルチペイメント）、口座振替などにご利用いただけます。
スポーツくじの払い戻し	スポーツくじ toto・BIG・WINNER の当選金の払い戻し業務を行っています。（取扱店舗：本店営業部・八木支店・高田支店・天理支店・生駒支店・王寺支店・西大寺支店）
生命保険の販売	個人年金保険・終身保険・がん保険・医療保険・介護保険を、生命保険代理店として取扱いしています。
損害保険の販売	住宅ローン関連の長期火災保険・店舗総合保険・傷害保険を、損害保険代理店として取扱いしています。
共済制度の取扱	しんきんの共済制度「日本フルハップ」を、共済代理店として取扱いしています。
しんきん ビジネス・マッチングサービス	全国の信用金庫が地元企業のニーズを収集し、相互に情報交換することにより、お取引先のビジネスパートナーを発掘します。
投信インターネットサービス	インターネットにより、投資信託の買付、換金のお取引などにご利用いただけます。（スマートフォン対応済）
電子記録債権サービス （でんさいネット）	IT を活用した電子記録債権（でんさい）による決済サービスです。 電子記録債権は、手形と異なり印紙税が課税されず、債権を分割して譲渡や割引することもできます。（ご利用に際し審査があります。）
ことら送金	スマートフォンアプリを利用し、1日10万円までの個人間送金が無料でできるサービスです。 スマホ決済サービス「Bank Pay」を通じて「ことら送金」をご利用いただけます。
その他の各種サービスとして、振込・送金をはじめ、キャッシュサービス、自動支払、自動受取、給与振込、貸金庫、夜間金庫、クレジットカード、QR コード決済サービスなどをご利用いただけます。	

投資信託　取扱商品のご案内（取扱商品の一例です）

令和８年７月１日現在

投資対象		ファンド名	運用会社	ファンドの特色
主に債券で運用	海外	コーポレート・ボンド・インカム （為替ヘッジ型） ［愛称：泰平航路］	三井住友 DS アセット マネジメント	A 格相当以上を中心に高格付社債（米ドル建て、投資適格社債）へ投資し、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。
		ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン （毎月分配型） ［愛称：杏の実］	大和アセット マネジメント	AA 格相当以上のオーストラリア・ドル建て及びニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資します。
主に株式で運用	国内	しんきん好配当利回り株ファンド （3ヵ月決算型） ［愛称：四季絵巻］	しんきんアセット マネジメント投信	東証1部・2部上場株式を主要対象とし、主に「予想配当利回りの高さ」に着目した株式投資を行い、決算毎に安定した分配金を出すことを目標とします。
	海外（国内含む）	グローバル・ロボティクス株式ファンド （1年決算型）	アモーヴァアセット マネジメント	世界各国の株式の中から主にロボット製作や AI（人工知能）などのロボット関連技術の開発に携わる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目指します。
	海外	しんきん世界好配当利回り株ファンド （毎月決算型）	しんきんアセット マネジメント投信	日本を除く世界先進各国の配当利回りの高い企業の株式へ分散投資することにより、安定した配当収益の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。
主に不動産で運用	国内	しんきん J リートオープン （毎月決算型）	しんきんアセット マネジメント投信	当ファンドへの投資を通じて間接的に不動産に投資した効果が得られ、収益を分配金として受け取ることが可能です。
	海外（国内含む）	三井住友・グローバル・リート・オープン ［愛称：世界の大家さん］	三井住友 DS アセット マネジメント	日本を含む世界各国の上場されている不動産投資信託（リート）に投資します。特に賃貸事業収入率の高い銘柄を中心に分散投資することで安定的かつ相対的に高い配当収益の確保を目指します。
	海外	One US-REIT オープン ［愛称：ゼウス］	アセット マネジメント One	米国の上場及び店頭登録銘柄の不動産投資信託（US-REIT）に投資し、市場平均よりも高い水準の配当収益確保・長期的な値上がり益の獲得を目指します。
バランス運用	海外（国内含む）	しんきん3資産ファンド （毎月決算型）	しんきんアセット マネジメント投信	国内株式（しんきん好配当利回り株マザーファンド）、海外債券（しんきん欧州ソブリン債マザーファンド・しんきん米国ソブリン債マザーファンド）及び国内不動産投資信託（J リート）の3資産に投資し、安定した収益の確保を目指します。
		しんきんグローバル6資産ファンド （毎月決算型）	しんきんアセット マネジメント投信	国内外の債券、国内外の株式、国内外の不動産投資信託の6つの異なる資産にバランスよく分散投資し、毎月安定した収益分配を目指します。

【ご注意】※投資信託は、預金ではなく、預金保険及び投資者保護基金の対象ではありません。
※投資信託は、元本の保証がなく、元本欠損を生ずることがあります。
※投資信託の運用による収益及び損失はお客様に帰属します。
※投資信託をお申込みの際は、あらかじめお渡しする「投資信託説明書（目論見書等）」にて内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
※本一覧表は、当金庫が独自に分類したものであり、各投信会社が行う分類とは直接関係ありません。

投信自動積立（定時定額購入取引）
預金口座から毎月決まった日に、決まった金額で投資信託を買い付けるサービスです。
1万円以上千円単位でお手軽に始めることができます。
購入時期や購入単価が分散されることで、長期的に安定した運用効果が期待できます。

貸借対照表

(単位：百万円)

やましん　信金中金

信金中金などに預けたお金

信託財産として運用しているお金

国債などに投資した額

社債　地方債　国債

個人や企業のみなさまにご融資したお金

（資産の部）	2023年度	2024年度	2025年度
現金	7,452	4,719	6,529
預け金	206,045	190,326	200,614
買入金銭債権	–	1,159	1,123
金銭の信託	32,351	32,596	24,106
有価証券	147,196	166,164	181,214
国債	9,083	9,671	9,199
地方債	4,335	4,835	3,789
短期社債	–	–	6,488
社債	38,377	35,585	37,512
株式	6,696	7,183	9,835
その他の証券	88,703	108,887	114,389
貸出金	365,445	368,435	369,859
割引手形	1,710	1,003	540
手形貸付	22,593	21,385	20,487
証書貸付	325,002	331,642	333,726
当座貸越	16,138	14,404	15,105
その他資産	6,305	5,362	6,122
未決済為替貸	163	103	123
信金中金出資金	3,377	3,377	3,377
未収収益	797	1,037	1,245
その他の資産	1,966	843	1,376
有形固定資産	5,053	4,825	4,742
建物	2,089	1,998	1,888
土地	2,215	2,215	2,215
リース資産	342	309	277
その他の有形固定資産	405	300	361
無形固定資産	177	139	103
ソフトウェア	167	129	94
その他の無形固定資産	9	9	9
前払年金費用	101	145	193
繰延税金資産	–	267	–
債務保証見返	609	406	240
貸倒引当金	△5,161	△4,916	△5,051
(うち個別貸倒引当金)	(△4,435)	(△4,405)	(△4,564)
資産の部合計	765,576	769,633	789,800

保証した債務に対する求償権

将来予想される貸倒に備えるための引当金

(単位：百万円)

預けていただいたお金

期末での未納法人税・住民税等の見積額

（負債の部）	2023年度	2024年度	2025年度
預金積金	717,087	721,705	735,308
当座預金	11,733	10,257	10,564
普通預金	231,333	229,036	232,138
貯蓄預金	61	58	55
通知預金	1,898	1,359	949
定期預金	441,525	451,666	463,542
定期積金	29,262	27,053	25,582
その他の預金	1,272	2,273	2,476
借用金	163	154	146
借入金	163	154	146
その他負債	1,943	1,934	3,127
未決済為替借	199	141	123
未払費用	306	718	1,192
給付補填備金	13	11	17
未払法人税等	498	195	186
前受収益	148	220	949
払戻未済金	2	1	2
払戻未済持分	5	6	6
リース債務	342	309	277
資産除去債務	77	77	77
その他の負債	350	253	293
賞与引当金	219	229	239
役員賞与引当金	31	34	28
退職給付引当金	527	517	478
役員退職慰労引当金	88	109	121
偶発損失引当金	113	131	189
睡眠預金払戻損失引当金	6	3	30
繰延税金負債	392	-	642
再評価に係る繰延税金負債	104	106	106
債務保証	609	406	240
負債の部合計	721,287	725,333	740,659

(単位：百万円)

（純資産の部）	2023年度	2024年度	2025年度
出資金	901	901	901
普通出資金	901	901	901
利益剰余金	40,708	42,710	44,937
利益準備金	906	901	901
その他利益剰余金	39,802	41,809	44,036
特別積立金	33,000	34,000	35,000
(経営安定化積立金)	(17,000)	(18,000)	(19,000)
当期未処分剰余金	6,802	7,809	9,036
会員勘定合計	41,609	43,611	45,838
その他有価証券評価差額金	3,214	1,226	3,839
土地再評価差額金	△535	△538	△538
評価・換算差額等合計	2,678	688	3,301
純資産の部合計	44,288	44,299	49,140
負債及び純資産の部合計	765,576	769,633	789,800

損益計算書

(単位：千円)

ご融資したお金や運用している国債等からの利息収入

振込などのサービスの提供によって得た収入

債券の取引で得た収入など

信託財産の運用収入など

お預かりしているご預金の利息など

サービスの提供を受けた時に支払った費用

債券の売買や償還の時に発生した損失など

給与など必要な営業上の経費

給与

経常収益 － 経常費用

金庫本来の利益

科目	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	9,283,391	10,671,971	12,928,099
資金運用収益	6,932,898	8,135,186	10,551,433
貸出金利息	3,883,729	3,963,628	4,760,185
預け金利息	284,636	645,111	1,140,285
有価証券利息配当金	2,704,340	3,461,608	4,564,381
その他の受入利息	60,192	64,838	86,581
役務取引等収益	540,836	500,951	518,669
受入為替手数料	176,384	178,619	177,790
その他の役務収益	364,451	322,331	340,878
その他業務収益	135,740	68,129	348,263
外国為替売買益	6,766	–	–
国債等債券売却益	50,190	1,127	216,230
国債等債券償還益	2,820	600	65,250
その他の業務収益	75,962	66,402	66,783
その他経常収益	1,673,915	1,967,704	1,509,732
貸倒引当金戻入益	–	244,460	–
償却債権取立益	13,168	4,744	1,450
株式等売却益	317,007	281,575	231,691
金銭の信託運用益	1,343,396	1,435,052	1,275,471
その他の経常収益	343	1,872	1,118
経常費用	6,740,810	8,132,408	10,293,582
資金調達費用	202,382	658,514	1,937,714
預金利息	194,962	651,408	1,924,676
給付補填備金繰入額	6,551	6,283	12,259
借用金利息	868	822	778
その他の支払利息	–	0	0
役務取引等費用	504,280	505,388	513,729
支払為替手数料	47,088	49,604	51,526
その他の役務費用	457,191	455,784	462,202
その他業務費用	581,834	1,978,266	2,553,717
外国為替売買損	–	588	–
国債等債券売却損	414,903	1,697,597	2,175,939
国債等債券償還損	28,678	131,917	157,187
その他の業務費用	138,252	148,162	220,590
経費	4,504,264	4,704,303	4,810,694
人件費	2,759,055	2,942,118	3,039,314
物件費	1,562,130	1,590,220	1,586,216
税金	183,078	171,964	185,163
その他経常費用	948,049	285,935	477,727
貸倒引当金繰入額	583,997	–	134,968
貸出金償却	6,183	–	–
株式等売却損	16,990	13,387	41,635
株式等償却	217,097	69,903	125,100
金銭の信託運用損	6,506	28,709	14
その他資産償却	–	230	20
その他の経常費用	117,275	173,704	175,987
経常利益	2,542,580	2,539,563	2,634,516

(単位：千円)

期間の最終利益

科目	2023年度	2024年度	2025年度
特別利益	–	–	–
特別損失	728	0	1,618
固定資産処分損	728	0	1,618
税引前当期純利益	2,541,852	2,539,563	2,632,898
法人税、住民税及び事業税	838,533	604,790	792,984
還付法人税等	–	△188,241	△298,515
法人税等調整額	△102,464	85,091	△124,917
法人税等合計	736,069	501,641	369,551
当期純利益	1,805,782	2,037,922	2,263,346
繰越金(当期首残高)	4,996,531	5,771,096	6,772,717
当期未処分剰余金	6,802,314	7,809,018	9,036,063

【損益計算書の注記】

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2．子会社との取引による収益総額　1,183千円
　子会社との取引による費用総額　30,111千円
3．出資1口当たりの当期純利益金額　251円01銭
4．収益を理解するための基礎となる情報
　収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針と合わせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

会員のみなさまにお支払いする配当金

科目	2023年度	2024年度	2025年度
当期未処分剰余金	6,802,314	7,809,018	9,036,063
利益準備金限度超過積立金取崩額	4,826	–	387
剰余金処分額	1,036,043	1,036,301	1,035,971
利益準備金	–	370	–
普通出資に対する配当金	(4%) 36,043	(4%) 35,931	(4%) 35,971
特別積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000
(うち経営安定化積立金)	(1,000,000)	(1,000,000)	(1,000,000)
繰越金(当期末残高)	5,771,096	6,772,717	8,000,480

【貸借対照表の注記】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　20年～50年
その他　　5年～15年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。
破綻先：破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先：破綻先と同等の状況にある債務者
破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要管理先：要注意先のうち当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
要注意先：貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
要管理先に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に係る債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、3年間又は1年間の貸倒実績の過去の一定の期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産査定規程、資産査定要領に基づき、営業関連部署が1次査定を、資産査定委員会が2次査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は280百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（令和7年3月31日現在）
年金資産の額	1,796,855百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746百万円
差引額	△31,890百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和7年3月分）
0.3900%（小数点以下第5位を四捨五入）
③ 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であります。
当金庫は、当事業年度の計算書類上、当期償却に充てられる特別掛金69百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行業務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
17. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
貸倒引当金　5,051百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、9. に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　284百万円
20. 子会社等の株式又は出資金の総額　30百万円
21. 子会社等に対する金銭債務総額　96百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額　5,276百万円
23. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に係る法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額　4,994百万円
危険債権額　3,780百万円
三月以上延滞債権額　1百万円
貸出条件緩和債権額　1,181百万円
合計額　9,958百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に至った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は540百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　473百万円
預け金　61,200百万円
上記の担保資産につきましては、為替決済、公金取引等の担保の代用として差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は72百万円であります。
27. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成14年3月31日
同法第3条第3項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）に規定する価額に基づいて、（奥行価格補正、時点修正による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　714百万円
28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は203百万円であります。
29. 出資1口当たりの純資産額　5,452円73銭
30. 金融商品の状況に関する事項
（1） 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
（2） 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
（3） 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資事務基本取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ⅰ） 金利リスクの管理
当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。
ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、予算委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には、リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで予算委員会に報告しております。
（ⅱ） 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理をしております。
（ⅲ） 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、予算委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び予算委員会において定期的に報告されております。
（ⅳ） 市場リスクに係る定量的情報
㋑金利リスク
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定と仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00％上昇したものと仮定した場合の経済価値は、3,130百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
㋺為替リスク
当金庫において、主要なリスク変数である為替リスクの影響を受ける主たる商品は、「有価証券」のうち外国証券及び投資信託（外貨建て投資信託）であります。
当金庫では、この金融資産について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、為替の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99％、観測期間5年）により算出しており、当事業年度の決算日現在で当金庫の為替リスク量（損失額の推計値）は、491百万円であります。
当該推計値は、為替を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、為替リスクとその他のリスク変数と相関を考慮しておりません。
㋩価格変動リスク
当金庫において、主要なリスク変数である価格変動リスクの影響を受ける主たる商品は、「有価証券」のうち株式及び投資信託（株式、ＲＥＩＴ等）であります。
当金庫では、これらの金融資産について、市場リスク量をＶａＲにより月次で計測し、価格変動のリスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫のＶａＲは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99％、観測期間5年）により算出しており、当事業年度の決算日現在で当金庫の価格変動リスク量（損失額の推測値）は、6,989百万円です。
当該推測値は、価格変動を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、価格変動リスクとその他のリスク変数と相関を考慮しておりません。
なお、当金庫では、バックテスティングを実施のうえ、計測手法の有効性等を検証しております。
ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
（4） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち、貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
31. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 預け金(＊1)	200,614	198,630	△1,984
(2) 買入金銭債権	1,123	1,123	－
(3) 金銭の信託	16,517	16,517	
運用目的の金銭の信託	1,953	1,953	－
その他目的の金銭の信託	14,563	14,563	－
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	10,034	8,462	△1,572
その他有価証券	162,067	162,067	－
(5) 貸出金(＊1)	369,859		
貸倒引当金(＊2)	△5,051		
	364,807	358,564	△6,243
金融資産計	755,166	745,365	△9,801
(1) 預金積金	735,308	734,981	△327
(2) 借用金	146	121	△25
金融負債計	735,455	735,102	△352

（＊1）預け金、貸出金、借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに無リスク利子率で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2) 買入金銭債権
買入金銭債権の価格は、取引金融機関等から提示された価格によっております。
(3) 金銭の信託
金銭の信託の価格は、金銭の信託の受託者から提示（運用状況報告書）された価格によっております。
(4) 有価証券
株式は取引所の価格、主な債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうち、自金庫保証付私募債及び信用保証協会保証付私募債は、銘柄ごとの残存期間に対応する無リスク利子率で割り引いて時価を算定しております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32. から34. に記載しております。
(5) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いた価額
金融負債
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
(2) 借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を無リスク利子率で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社株式(＊1)	30
非上場株式(＊1)	16
組合出資金(＊2)(＊3)	9,065
金銭の信託(＊4)	7,589
合　計	16,701

（＊1）子会社株式及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）当事業年度において、組合出資金について125百万円減損処理を行っております。
（＊3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式などで構成されているものについては、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊4）金銭の信託のうち、組入財産が投資事業有限責任組合出資などで構成されているものについては、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(＊1)	35,000	40,700	3,000	－
買入金銭債権	－	1,137	－	－
有価証券	15,507	50,763	43,636	17,032
満期保有目的の債券	－	－	2,900	8,011
その他有価証券のうち満期のあるもの	15,507	50,763	40,736	9,020
貸出金(＊2)	62,337	127,935	86,341	72,049
合　計	112,845	220,535	132,978	89,081

（＊1）期間の定めがないものは含めておりません。
（＊2）期間の定めがないもの及び償還予定額が見込めないものは含めておりません。

(注4) 預金積金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(＊1)	571,299	160,070	－	2
借用金	8	33	42	62
合　計	571,307	160,103	42	64

（＊1）要求払預金は、「1年以内」に含めて開示しております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。
満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	6,269	5,203	△1,065
	地方債	2,669	2,386	△283
	社　債	1,095	871	△224
	短期社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	10,034	8,462	△1,572
合　計		10,034	8,462	△1,572

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	8,554	4,062	4,491
	債　券	6,206	6,184	22
	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	4,494	4,493	0
	社　債	1,711	1,690	21
	その他	25,620	21,727	3,892
	小　計	40,380	31,974	8,406
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	1,234	1,412	△178
	債　券	40,748	41,669	△920
	国　債	2,929	2,955	△25
	地方債	1,119	1,190	△71
	短期社債	1,994	1,994	△0
	社　債	34,704	35,528	△823
	その他	80,827	84,029	△3,201
	小　計	122,810	127,111	△4,301
合　計		163,191	159,086	4,104

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売　却　額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	1,614	221	24
債　券	15,589	－	1,156
国　債	6,896	－	301
地方債	1,340	－	194
短期社債	－	－	－
社　債	7,352	－	660
その他	13,002	796	1,161
合　計	30,206	1,017	2,342

34. 減損処理を行った有価証券
売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が取得原価の50％以上の場合は著しい下落とみなし、減損処理を行っております。時価の下落率が取得原価の30％以上50％未満の場合は、過去1年間の時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、必要と認められた額については減損処理を行っております。
35. 運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,953	－

36. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	22,153	20,987	1,165	1,569	△403

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は16,704百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが14,996百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

（単位：百万円）

繰延税金資産	
有価証券	119
貸倒引当金	739
固定資産	232
賞与引当金	67
退職給付引当金	135
役員退職慰労引当金	34
偶発損失引当金	53
事業税	32
その他	70
繰延税金資産小計	1,486
評価性引当額	△465
繰延税金資産合計	1,021
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,520
その他	142
繰延税金負債合計	1,663
繰延税金負債の純額	642

39. 当期末における退職給付債務及び退職給付費用に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

	金　額
イ. 退職給付債務	△1,263
ロ. 年金資産	1,441
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	177
ニ. 未認識数理計算上の差異	△462
ホ. 貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ）	△285
ヘ. 前払年金費用	193
ト. 退職給付引当金（ホ－ヘ）	△478

(2) 退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

	金　額
イ. 勤務費用	73
ロ. 利息費用	13
ハ. 期待運用収益	△27
ニ. 未認識数理計算上の差異の費用処理額	△38
ホ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	21

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
イ. 退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準
ロ. 割引率　退職年金　1.7%　退職一時金 1.7%
ハ. 期待運用収益率　2.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数　10年
（注）厚生年金基金の代行部分166百万円を除いて記載しております。　以　上

報酬体系について

1．対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の内規により定めております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

（2）令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	181

（注）1．対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。
2．上記の内訳は、「基本報酬」115百万円、「賞与」36百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3．使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定にもとづき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付け金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2．対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「主な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2％以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和7年度においては、該当する会社はありませんでした。
3．「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4．令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以　上

理事長による適正性・有効性確認

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月23日

大和信用金庫　理事長　中　村　正　徳

会計監査

令和5年度及び令和6年度、令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定にもとづき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受け、適正、適合である旨の監査報告を受けております。

最近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：利益・千円／残高・百万円）

	項　目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
利益	経常収益	11,098,532	8,838,648	9,283,391	10,671,971	12,928,099
	経常利益	3,381,249	2,674,209	2,542,580	2,539,563	2,634,516
	当期純利益	2,169,127	1,994,504	1,805,782	2,037,922	2,263,346
残高	出資総額	916	906	901	901	901
	出資総口数（口）	9,161,148	9,060,498	9,012,236	9,015,936	9,012,060
	純資産額	40,276	39,791	44,288	44,299	49,140
	総資産額	766,823	773,312	764,966	769,227	789,559
	預金積金	712,608	727,348	717,087	721,705	735,308
	貸出金	371,382	376,267	365,445	368,435	369,859
	有価証券	143,195	142,858	147,196	166,164	181,214
	単体自己資本比率（%）	11.05	11.19	12.10	13.04	13.36
	普通出資に対する配当金（円）	4	4	4	4	4
	役員数（人）	11	11	11	12	12
	うち常勤役員数（人）	6	7	7	8	8
	職員数（人）	340	343	333	341	324
	会員数（人）	24,764	24,883	24,887	25,135	25,143

（注）残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

業務粗利益

（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度
資金運用収支（資金利益）	6,736,339	7,505,020	8,685,082
資金運用収益	6,932,898	8,135,186	10,551,433
資金調達費用	196,558	630,165	1,866,350
役務取引等収支	36,556	△4,437	4,939
役務取引等収益	540,836	500,951	518,669
役務取引等費用	504,280	505,388	513,729
その他業務収支	△446,094	△1,910,136	△2,205,453
その他業務収益	135,740	68,129	348,263
その他業務費用	581,834	1,978,266	2,553,717
業務粗利益	**6,326,801**	**5,590,446**	**6,484,569**
業務粗利益率（%）	**0.88**	**0.78**	**0.88**

（注）1．「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（2023年度　5,823千円、2024年度　28,348千円、2025年度　71,363千円）を控除して表示しております。
2．業務粗利益率（%）＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務粗利益から業務に必要な経費を引いた差額

業務純益

（単位：千円）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度
業務純益	**1,576,981**	**899,117**	**1,721,887**
実質業務純益	1,832,007	899,117	1,698,662
コア業務純益	2,222,578	2,726,904	3,750,308
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	2,174,235	2,225,360	3,171,686

（注）1．業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2．実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3．コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

総資産に対する利益率

総資産利益率

（単位：%）

項　目	2023年度	2024年度	2025年度
総資産経常利益率	0.33	0.33	0.34
総資産当期純利益率	0.23	0.26	0.29

（注）総資産経常（当期純）利益率＝$\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}}$×100

調達したお金をどのように運用したかの明細

資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回及び総資金利ざや

（単位：平均残高・百万円／利息・千円／利回・%）

科　目	2023年度			2024年度			2025年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	**714,454**	**6,932,898**	**0.97**	**713,370**	**8,135,186**	**1.14**	**732,105**	**10,551,433**	**1.44**
うち貸出金	362,574	3,883,729	1.07	357,053	3,963,628	1.11	364,501	4,760,185	1.30
うち預け金	202,307	284,636	0.14	199,563	645,111	0.32	188,641	1,140,285	0.60
うち有価証券	147,166	2,704,340	1.83	152,944	3,461,608	2.26	174,436	4,564,381	2.61
資金調達勘定	**682,144**	**196,558**	**0.02**	**678,838**	**630,165**	**0.09**	**694,012**	**1,866,350**	**0.26**
うち預金積金	710,256	201,513	0.02	710,176	657,691	0.09	721,308	1,936,935	0.26
うち借用金	1,004	868	0.08	160	822	0.51	151	778	0.51
資金調達原価率			**0.68**			**0.78**			**0.95**
総資金利ざや			**0.29**			**0.36**			**0.49**

（注）次の額を控除して表示しております。
資金運用勘定は無利息預け金（平均残高）――・2023年度　397百万円　・2024年度　198百万円　・2025年度　403百万円
資金運用勘定・資金調達勘定は金銭の信託運用（見合）額（平均残高）――・2023年度　29,116百万円　・2024年度　31,498百万円　・2025年度　27,447百万円
資金調達勘定は金銭の信託運用見合費用（利息）――・2023年度　5,823千円　・2024年度　28,348千円　・2025年度　71,363千円

受取利息・支払利息の分析

(単位：千円)

科　目	2023年度			2024年度			2025年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受　取　利　息	**122,092**	**182,956**	**305,048**	**60,603**	**1,137,038**	**1,197,641**	**593,629**	**1,800,874**	**2,394,503**
うち貸出金	5,238	△4,808	430	△61,290	141,189	79,899	97,268	699,288	796,556
うち預け金	△11,572	139,439	127,867	△8,872	369,346	360,474	△66,016	561,190	495,174
うち有価証券	128,426	48,324	176,750	130,765	626,502	757,267	562,377	540,396	1,102,773
支　払　利　息	**△3,433**	**3,839**	**406**	**△4,413**	**460,544**	**456,131**	**29,849**	**1,249,351**	**1,279,200**
うち預金積金	1,779	△1,331	448	△74	456,251	456,177	29,892	1,249,351	1,279,243
うち借用金	△5,212	5,171	△41	△4,339	4,293	△46	△43	△0	△43

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含めております。

預金の種類別残高

預金科目別平均残高及び期末残高

(単位：百万円)

科　目	2023年度		2024年度		2025年度	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
流動性預金	**233,277**	**245,027**	**229,600**	**240,711**	**234,521**	**243,708**
(うち有利息預金)	211,947	217,999	208,929	217,079	215,178	222,131
当座預金	8,218	11,733	7,813	10,257	7,125	10,564
普通預金	224,240	231,333	220,945	229,036	226,712	232,138
貯蓄預金	62	61	63	58	54	55
通知預金	756	1,898	778	1,359	629	949
定期性預金	**475,763**	**470,787**	**479,270**	**478,720**	**485,428**	**489,124**
定期預金	446,242	441,525	451,200	451,666	459,242	463,542
(うち固定自由金利定期預金)	446,194	441,478	451,153	451,620	459,191	463,488
(うち変動自由金利定期預金)	43	42	42	43	47	50
定期積金	29,520	29,262	28,070	27,053	26,186	25,582
その他の預金	**1,215**	**1,272**	**1,305**	**2,273**	**1,358**	**2,476**
合　計	**710,256**	**717,087**	**710,176**	**721,705**	**721,308**	**735,308**

(注)1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
うち固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
うち変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

お客様別預金残高

預金者別預金残高

(単位：百万円)

区　別	2023年度	2024年度	2025年度
個　人	**506,437**	**512,603**	**518,648**
法　人	**210,649**	**209,101**	**216,659**
一般法人	129,359	128,417	132,378
金融機関	948	239	240
公　金	80,342	80,444	84,041
合　計	**717,087**	**721,705**	**735,308**

貸出金科目別平均残高及び期末残高

(単位：百万円)

科　目	2023年度		2024年度		2025年度	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
割引手形	1,457	1,710	1,011	1,003	688	540
手形貸付	21,713	22,593	20,910	21,385	20,235	20,487
証書貸付	326,697	325,002	323,281	331,642	331,920	333,726
当座貸越	12,706	16,138	11,849	14,404	11,657	15,105
合　計	**362,574**	**365,445**	**357,053**	**368,435**	**364,501**	**369,859**

ご融資に対して提供された担保の種類

貸出金担保別内訳

(単位：百万円・%)

区　別	2023年度		2024年度		2025年度	
	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)
当金庫預金積金	4,237	(1.15)	4,284	(1.16)	3,766	(1.01)
有価証券	112	(0.03)	111	(0.03)	109	(0.02)
不動産	51,790	(14.17)	48,066	(13.04)	46,228	(12.49)
信用保証協会・信用保険	79,283	(21.69)	76,372	(20.72)	72,319	(19.55)
保証	59,274	(16.21)	58,970	(16.00)	58,221	(15.74)
信用	170,736	(46.72)	180,620	(49.02)	189,204	(51.15)
その他	10	(0.00)	10	(0.00)	10	(0.00)
合　計	**365,445**	**(100.00)**	**368,435**	**(100.00)**	**369,859**	**(100.00)**

貸出金の固定金利・変動金利別内訳

(単位：百万円・%)

科　目	2023年度		2024年度		2025年度	
	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)
固定金利貸出	176,757	(48.36)	185,284	(50.28)	182,519	(49.34)
変動金利貸出	188,687	(51.63)	183,151	(49.71)	187,340	(50.65)
合　計	**365,445**	**(100.00)**	**368,435**	**(100.00)**	**369,859**	**(100.00)**

預貸率

(単位：%)

区　別	2023年度	2024年度	2025年度
末　残	50.96	51.05	50.29
平　残	51.04	50.27	50.53

(注)預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100

債務の保証に対して提供された担保の種類

債務保証見返担保別内訳

(単位：百万円・%)

区　別	2023年度		2024年度		2025年度	
	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)	残高	(構成比)
当金庫預金積金	39	(6.40)	38	(9.35)	－	(－)
信用保証協会・信用保険	85	(13.95)	51	(12.56)	37	(15.41)
信用	485	(79.63)	316	(77.83)	202	(84.16)
合　計	**609**	**(100.00)**	**406**	**(100.00)**	**240**	**(100.00)**

ご融資金の使いみち

貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

区　別	2023年度		2024年度		2025年度	
	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)	残　高	(構成比)
設備資金	159,544	(43.65)	156,542	(42.48)	153,764	(41.57)
運転資金	205,900	(56.34)	211,893	(57.51)	216,095	(58.42)
合　計	**365,445**	**(100.00)**	**368,435**	**(100.00)**	**369,859**	**(100.00)**

ご融資した地域企業の業種別内訳

貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円・%)

業種別	2023年度			2024年度			2025年度		
	先数	残高	(構成比)	先数	残高	(構成比)	先数	残高	(構成比)
製造業	561	34,838	(9.53)	541	32,873	(8.92)	532	31,352	(8.47)
農業、林業	17	239	(0.06)	21	373	(0.10)	21	517	(0.13)
建設業	975	27,216	(7.44)	1,002	26,645	(7.23)	1,012	26,804	(7.24)
電気、ガス、熱供給、水道業	5	1,667	(0.45)	5	1,492	(0.40)	7	1,458	(0.39)
情報通信業	10	347	(0.09)	11	239	(0.06)	18	194	(0.05)
運輸業、郵便業	105	13,393	(3.66)	108	12,059	(3.27)	112	12,755	(3.44)
卸売業、小売業	644	18,958	(5.18)	666	19,452	(5.27)	671	19,750	(5.33)
金融業、保険業	20	10,170	(2.78)	25	15,167	(4.11)	26	20,170	(5.45)
不動産業	563	63,320	(17.32)	568	58,853	(15.97)	562	55,074	(14.89)
物品賃貸業	10	1,682	(0.46)	10	1,943	(0.52)	11	2,006	(0.54)
学術研究、専門・技術サービス業	97	1,668	(0.45)	106	1,529	(0.41)	107	1,439	(0.38)
宿泊業	21	2,877	(0.78)	22	2,718	(0.73)	21	2,522	(0.68)
飲食業	435	5,203	(1.42)	459	3,986	(1.08)	468	3,974	(1.07)
生活関連サービス業、娯楽業	338	6,801	(1.86)	341	6,689	(1.81)	340	6,345	(1.71)
教育、学習支援業	50	912	(0.24)	51	1,059	(0.28)	51	1,160	(0.31)
医療、福祉	204	18,698	(5.11)	223	20,527	(5.57)	240	20,188	(5.45)
その他のサービス	392	10,236	(2.80)	405	11,692	(3.17)	421	10,789	(2.91)
地方公共団体	25	68,047	(18.62)	25	70,919	(19.24)	28	72,881	(19.70)
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,783	79,163	(21.66)	8,603	80,211	(21.77)	8,429	80,473	(21.75)
合計	**13,255**	**365,445**	**(100.00)**	**13,192**	**368,435**	**(100.00)**	**13,077**	**369,859**	**(100.00)**

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

代理貸付残高

(単位：百万円・%)

区別	2023年度		2024年度		2025年度	
	残高	(構成比)	残高	(構成比)	残高	(構成比)
信金中央金庫	438	(35.23)	275	(31.00)	179	(29.34)
日本政策金融公庫 農林水産事業	181	(14.56)	151	(17.02)	126	(20.65)
住宅金融支援機構	460	(37.00)	334	(37.65)	254	(41.63)
独立行政法人福祉医療機構	162	(13.03)	126	(14.20)	50	(8.19)
合計	**1,243**	**(100.00)**	**887**	**(100.00)**	**610**	**(100.00)**

カードローンやマイカーローン、住宅ローンの残高

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区別	2023年度	2024年度	2025年度
消費者ローン	**5,318**	**5,599**	**5,875**
カーライフ	3,692	3,995	4,251
教育ローン	457	462	471
個人ローン	2	3	3
ビッグローン	18	12	7
夢いっぱい	0	0	–
カードローン	487	481	493
ワイドライン・ワイドローン	378	350	309
その他	281	294	337
住宅ローン	**71,440**	**72,282**	**72,508**
消費者ローン・住宅ローン合計	**76,759**	**77,881**	**78,384**

保有国債・株式などの平均残高

有価証券平均残高

(単位：百万円)

種類	2023年度	2024年度	2025年度
国債	10,149	10,346	9,626
地方債	3,605	3,396	4,858
短期社債	–	5,634	4,738
社債	40,848	36,559	35,903
株式	3,860	4,968	4,928
外国証券	44,399	45,382	65,732
その他の証券	44,302	46,656	48,648
合計	**147,166**	**152,944**	**174,436**

保有している有価証券と預金残高の比率

預証率

(単位：%)

区別	2023年度	2024年度	2025年度
末残	20.52	23.02	24.64
平残	20.72	21.53	24.18

(注)預証率＝$\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100

有価証券の残存期間別残高

2024年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	–	–	–	–	4,234	5,436	–	**9,671**
地方債	–	–	97	–	2,900	1,837	–	**4,835**
短期社債	–	–	–	–	–	–	–	–
社債	5,340	2,879	6,824	1,276	5,046	12,961	1,256	**35,585**
株式	–	–	–	–	–	–	7,183	**7,183**
外国証券	11,293	10,628	16,614	2,722	14,280	2,403	–	**57,942**
その他の証券	1,532	1,933	2,107	3,596	2,493	2,572	37,868	**52,105**

2025年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	–	–	–	–	3,044	6,155	–	**9,199**
地方債	–	–	97	–	2,400	1,291	–	**3,789**
短期社債	6,488	–	–	–	–	–	–	**6,488**
社債	2,095	4,772	12,880	6,364	3,924	6,484	991	**37,512**
株式	–	–	–	–	–	–	9,835	**9,835**
外国証券	6,698	17,342	13,478	2,979	21,610	1,289	–	**63,399**
その他の証券	616	1,742	2,852	3,101	2,297	2,565	38,937	**52,113**

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2024年度			2025年度		
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,394	1,406	11	–	–	–
	地方債	–	–	–	–	–	–
	社債	–	–	–	–	–	–
	その他	–	–	–	–	–	–
	小計	1,394	1,406	11	–	–	–
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,245	3,902	△343	6,269	5,203	△1,065
	地方債	2,684	2,518	△165	2,669	2,386	△283
	社債	1,106	1,044	△61	1,095	871	△224
	その他	–	–	–	–	–	–
	小計	8,036	7,465	△570	10,034	8,462	△1,572
合計		9,431	8,871	△559	10,034	8,462	△1,572

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式は市場価格のない株式等であるため、次頁「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

商品有価証券平均残高

該当残高はありません。

スワップ取引の時価情報

該当残高はありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		2024年度			2025年度		
	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	**株　式**	**5,442**	**3,230**	**2,211**	**8,554**	**4,062**	**4,491**
	債　券	**3,796**	**3,761**	**34**	**6,206**	**6,184**	**22**
	国　債	–	–	–	–	–	–
	地方債	1,126	1,121	5	–	–	–
	短期社債	–	–	–	4,494	4,493	0
	社　債	2,669	2,640	29	1,711	1,690	21
	そ の 他	**23,793**	**20,493**	**3,299**	**25,620**	**21,727**	**3,892**
	小　計	**33,031**	**27,485**	**5,546**	**40,380**	**31,974**	**8,406**
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	**株　式**	**1,694**	**1,993**	**△299**	**1,234**	**1,412**	**△178**
	債　券	**36,865**	**37,848**	**△982**	**40,748**	**41,669**	**△920**
	国　債	4,031	4,138	△107	2,929	2,955	△25
	地方債	1,024	1,065	△40	1,119	1,190	△71
	短期社債	–	–	–	1,994	1,994	△0
	社　債	31,809	32,644	△835	34,704	35,528	△823
	そ の 他	**76,019**	**79,395**	**△3,376**	**80,827**	**84,029**	**△3,201**
	小　計	**114,580**	**119,238**	**△4,657**	**122,810**	**127,111**	**△4,301**
合　計		**147,611**	**146,723**	**888**	**163,191**	**159,086**	**4,104**

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券、投資信託及び買入金銭債権等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表に含まれておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社株式	30	30
非上場株式	16	16
組合出資金	10,235	9,065
金銭の信託	17,319	7,589
合　計	**27,601**	**16,701**

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
金銭の信託	1,986	–	1,953	–

(注)貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	2024年度					2025年度				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	2024年度					2025年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
金銭の信託	30,610	29,849	760	1,042	△282	22,153	20,987	1,165	1,569	△403

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

経費の内訳

(単位：千円)

科　目	2024年度	2025年度
人　件　費	**2,942,118**	**3,039,314**
報酬給料手当	2,350,063	2,427,752
退職給付費用	185,055	187,611
そ の 他	406,999	423,951
物　件　費	**1,590,220**	**1,586,216**
事　務　費	584,956	592,904
うち旅費・交通費	2,396	2,272
うち通信費	68,214	69,075
うち事務機械賃借料	81,460	58,688
うち事務委託費	301,956	328,972
固定資産費	308,881	317,620
うち土地建物賃借料	65,023	65,480
うち保全管理費	183,066	192,080
事　業　費	182,267	171,876
うち広告宣伝費	79,752	72,625
うち交際費・寄贈費・諸会費	69,518	69,976
人事厚生費	33,804	35,890
減価償却費	379,306	366,720
そ の 他	101,004	101,203
税　金	**171,964**	**185,163**
合　計	**4,704,303**	**4,810,694**

内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

		2023年度		2024年度		2025年度	
		件　数	金　額	件　数	金　額	件数	金額
送金・振込	仕向為替	636,289	447,975	650,034	476,173	656,561	503,364
	被仕向為替	641,637	470,885	662,991	505,433	668,947	551,592
代金取立	仕向為替	4,615	8,077	3,791	6,706	2,300	4,337
	被仕向為替	4,608	8,097	3,788	6,743	2,300	4,376

会員数

(単位：人)

	2023年度	2024年度	2025年度
個　人	21,295	21,431	21,368
法　人	3,592	3,704	3,775
合　計	**24,887**	**25,135**	**25,143**

職員数

(単位：人・年)

	2023年度	2024年度	2025年度
職員数	333	341	324
平均年齢(歳)	37	37	37
平均勤続年数	14	14	14

(注)平均年齢・勤続年数は月数を切り捨てて表示しております。

〈やましん〉の職員1人当たりにおける、預金及び貸出金の残高

職員一人当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
預金	2,153	2,116	2,269
貸出金	1,097	1,080	1,141

〈やましん〉の1営業店舗当たりにおける、預金及び貸出金の残高

1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
預金	35,854	36,085	36,765
貸出金	18,272	18,421	18,492

貸出金償却額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	2025年度
貸出金償却額	6	−	−

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区分	2024年度	2025年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,177	4,994
危険債権	4,580	3,780
要管理債権	507	1,183
三月以上延滞債権	-	1
貸出条件緩和債権	507	1,181
小計 (A)	8,265	9,958
保全額 (B)	7,605	8,403
個別貸倒引当金 (C)	4,405	4,564
一般貸倒引当金 (D)	32	72
担保・保証等 (E)	3,166	3,766
保全率 (B)/(A) (%)	92.01	84.37
引当率((C)+(D))/((A)−(E)) (%)	87.05	74.87
正常債権 (F)	361,534	361,024
総与信残高 (A)+(F)	369,799	370,982

(注)1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

自己資本比率規制第三の柱における当金庫の自己資本の充実の状況等について

Ⅰ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されています。2025年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外は、コア資本に係る基礎項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

（1）自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,575	45,802
うち、出資金及び資本剰余金の額	901	901
うち、利益剰余金の額	42,710	44,937
うち、外部流出予定額（△）	35	35
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	541	513
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	541	513
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	44,117	46,316
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	99	74
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	99	74
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	104	138
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	204	212
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	43,913	46,103
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	324,324	331,453
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,331	13,430
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	336,655	344,883
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）/（ニ））	13.04%	13.36%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定にもとづき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」にもとづき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅱ 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である４％を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策としています。

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ．信用リスク・アセットの合計額	324,324	12,972	331,453	13,258
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	294,108	11,764	298,898	11,955
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,733	69	1,787	71
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	0	0
国際開発銀行向け	91	3	485	19
地方公共団体金融機構向け	20	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	197	7	139	5
地方三公社向け	—	—	51	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	41,810	1,672	35,690	1,427
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,457	138	1,469	58
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	95,710	3,828	104,654	4,186
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	18,545	741	19,486	779
トランザクター向け	148	5	131	5
不動産関連向け	59,705	2,388	56,818	2,272
自己居住用不動産等向け	29,988	1,199	30,102	1,204
賃貸用不動産向け	29,677	1,187	26,614	1,064
事業用不動産関連向け	39	1	100	4
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ＡＤＣ向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,735	469	9,089	363
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	2,386	95	4,639	185
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	181	7	155	6
取立未済手形	20	0	24	0
信用保証協会等による保証付	4,306	172	4,017	160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	18,210	728	31,382	1,255
上記以外	39,452	1,578	30,474	1,218
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,756	510	10,037	401
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,460	138	3,460	138
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,086	83	2,406	96
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	754	30	0	0
上記以外のエクスポージャー	20,395	815	14,570	582
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 短期STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 不良債権証券化適用分	—	—	—	—
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,024	1,200	32,388	1,295
ルック・スルー方式	30,024	1,200	32,388	1,295
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250％）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ＣＶＡリスク相当額をハパーセントで除して得た額(簡便法)	190	7	165	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ．オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	12,331	493	13,430	537
BI	8,220		8,953	
BIC	986		1,074	
ハ．単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ＋ロ)	336,655	13,466	344,883	13,795

(注) 1．所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2．「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4．当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5．当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6．単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×４％

Ⅲ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（1）リスク関連の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の下、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しています。

また、リスクの定量化については、モンテカルロシミュレーションにより計測された VaR にて行っています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、定例的に理事会、常務会の場で経営陣に報告する態勢としています。

なお、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」にもとづき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査適正な計上に努めています。

（2）リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の５社を採用しており、エクスポージャーの種類ごとに使い分けは行っておりません。

なお、ファンド等の外部委託運用資産にかかる構成資産については各運用委託会社等が使用する適格格付機関を使用しています。

株式会社日本格付研究所（JCR）
株式会社格付投資情報センター（R&I）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	704,812	711,241	377,812	379,266	66,682	72,616	13,018	8,209	8,696	11,117
国外	59,080	65,464	—	—	59,080	65,464	—	—	—	—
地域別合計	**763,893**	**776,706**	**377,812**	**379,266**	**125,762**	**138,080**	**13,018**	**8,209**	**8,696**	**11,117**
製造業	47,668	59,279	33,786	32,252	13,881	27,027	—	—	3,084	4,859
農業、林業	512	634	478	632	31	—	—	—	14	16
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,132	1,132	0	0	1,131	1,131	—	—	—	—
建設業	33,596	33,830	30,015	30,195	3,580	3,635	—	—	906	1,111
電気・ガス・熱供給・水道業	13,998	14,104	1,493	1,477	12,504	12,627	—	—	—	—
情報通信業	5,067	5,936	377	329	4,688	5,467	—	—	15	19
運輸業、郵便業	16,154	17,033	12,145	12,805	4,008	4,228	—	—	895	760
卸売業、小売業	22,439	24,846	20,420	20,784	2,014	4,056	—	—	449	731
金融業、保険業	291,354	293,414	15,465	20,469	61,872	57,415	13,018	8,209	—	4
不動産業	61,917	59,179	59,654	56,094	2,192	3,021	—	—	913	800
物品賃貸業	1,944	2,007	1,944	2,007	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,968	1,865	1,968	1,865	—	—	—	—	—	3
宿泊業	2,738	2,547	2,731	2,540	—	—	—	—	1,278	1,591
飲食業	4,724	4,700	4,724	4,700	—	—	—	—	130	136
生活関連サービス業、娯楽業	7,851	7,552	7,851	7,552	—	—	—	—	18	149
教育、学習支援業	1,158	1,250	1,158	1,250	—	—	—	—	76	75
医療、福祉	20,995	20,700	20,995	20,700	—	—	—	—	248	199
その他のサービス	13,571	12,022	12,783	11,864	786	157	—	—	45	24
国・地方公共団体等	90,422	92,887	70,966	72,956	19,069	19,311	—	—	—	—
個人	78,811	78,751	78,811	78,751	—	—	—	—	619	634
その他	45,866	43,027	36	34	—	—	—	—	—	—
業種別合計	**763,893**	**776,706**	**377,812**	**379,266**	**125,762**	**138,080**	**13,018**	**8,209**	**8,696**	**11,117**
1年以下	129,315	105,910	48,827	45,115	17,832	15,686	13,018	8,209		
1年超3年以下	92,839	80,754	27,540	22,446	13,651	22,608	—	—		
3年超5年以下	76,518	103,174	37,249	67,833	25,692	29,203	—	—		
5年超7年以下	59,290	42,364	50,140	28,491	6,932	11,872	—	—		
7年超10年以下	94,674	103,789	63,150	68,539	28,958	34,249	—	—		
10年超	168,019	155,602	141,869	137,743	26,053	17,858	—	—		
期間の定めのないもの	143,235	185,112	9,034	9,097	6,641	6,602	—	—		
残存期間別合計	**763,893**	**776,706**	**377,812**	**379,266**	**125,762**	**138,080**	**13,018**	**8,209**		

(注) 1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3．上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4．ＣＶＡリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	725	510	-	725	510
	2025年度	510	487	-	510	487
個別貸倒引当金	2024年度	4,435	4,405	-	4,435	4,405
	2025年度	4,405	4,564	-	4,405	4,564
合計	2024年度	5,161	4,916	-	5,161	4,916
	2025年度	4,916	5,051	-	4,916	5,051

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製造業	1,509	1,569	59	204	1,569	1,773	—	—
農業、林業	2	5	3	△0	5	5	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	147	199	51	14	199	214	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	323	392	69	△37	392	355	—	—
卸売業、小売業	123	136	12	37	136	173	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	804	777	△26	△3	777	774	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	1	—	1	—	—
宿泊業	1,260	1,212	△47	△83	1,212	1,129	—	—
飲食業	199	11	△187	4	11	16	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	4	2	△1	8	2	11	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	10	47	37	10	47	58	—	—
その他のサービス	2	1	△0	△1	1	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	48	48	0	1	48	49	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,435	4,405	△30	158	4,405	4,564	—	—

(注) 1．当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。
2．当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
3．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	13,519	—	13,519	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	70,603	—	70,604	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,320	—	4,320	—	1,733	40%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,223	—	76,223	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,752	—	1,752	—	91	5%
地方公共団体金融機構向け	247	—	246	—	20	8%
我が国の政府関係機関向け	2,010	—	2,010	—	197	10%
地方三公社向け	149	—	149	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	176,013	7,300	176,013	2,913	41,810	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,192	—	13,192	—	3,457	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	140,602	7,532	133,118	285	95,710	72%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	33,353	92,301	28,184	551	18,545	65%
トランザクター向け	—	80,249	—	329	148	45%
不動産関連向け	106,098	—	105,243	—	59,705	57%
自己居住用不動産等向け	70,339	—	70,060	—	29,988	43%
賃貸用不動産向け	35,714	—	35,139	—	29,677	84%
事業用不動産関連向け	43	—	43	—	39	90%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,606	—	11,606	—	11,735	101%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,910	17	1,895	1	2,386	126%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	321	—	321	—	181	56%
取立未済手形	103	—	103	—	20	20%
信用保証協会等による保証付	52,149	27	52,149	2	4,306	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	18,190	—	18,190	—	18,210	100%
合計					254,656	

（単位：百万円）

	2025年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	6,529	—	6,529	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	117,173	—	117,173	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,542	—	4,542	—	1,787	39%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	77,116	—	77,116	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	—	0	—	0	20%
国際開発銀行向け	1,616	—	1,616	—	485	30%
地方公共団体金融機構向け	47	—	46	—	0	0%
我が国の政府関係機関向け	1,432	—	1,431	—	139	10%
地方三公社向け	363	—	363	—	51	14%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	134,837	8,858	134,837	3,557	35,690	26%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,896	—	4,896	—	1,469	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	169,339	7,891	161,744	257	104,654	65%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,918	92,137	29,853	487	19,486	64%
トランザクター向け	—	79,571	—	292	131	45%
不動産関連向け	103,210	—	102,375	—	56,818	55%
自己居住用不動産等向け	70,926	—	70,658	—	30,102	43%
賃貸用不動産向け	32,184	—	31,618	—	26,614	84%
事業用不動産関連向け	99	—	99	—	100	102%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	7,199	—	7,199	—	9,089	126%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,601	57	3,369	4	4,639	138%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	318	—	318	—	155	49%
取立未済手形	123	—	123	—	24	20%
信用保証協会等による保証付	46,928	88	46,928	7	4,017	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	24,126	—	24,126	—	31,382	130%
合計					268,424	

(注) 1．「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2．「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2024年度 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	13,519	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	70,604	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	355	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	3,136	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,449	—	—	—	—	302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	246	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	517	—	—	152,308	—	22,160	—	—	—	0	—	—	506	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,006	—	6,682	—	—	—	—	—	—	502	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	15,067	—	—	—	—	—	—	—	—	26,427	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	5,592	—	—	—	—	—	—	—	329	314	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329	—	—	—	—
不動産関連向け	—	142	—	12,892	1,300	6,301	—	1,522	—	3,141	—	3,632	46,792	111	3,295	—
自己居住用不動産等向け	—	142	—	12,892	1,300	4,088	—	—	—	3,141	—	—	46,792	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,212	—	1,522	—	—	—	3,632	—	111	3,295	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	383	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	12	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	221	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	9,086	43,066	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	171,906	45,479	—	186,013	1,300	28,764	—	1,522	—	3,141	—	3,961	77,781	111	3,295	—

	2024年度 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,519
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,604
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	802	—	—	—	—	—	—	—	—	4,320
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,223
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,752
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	246
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,010
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	500	—	—	—	0	—	—	—	—	2,912	18	—	1	178,927
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	13,192
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	6,300	—	63,228	—	—	22,225	—	—	—	—	153	—	—	—	133,403
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	21,353	—	265	—	—	880	—	—	—	—	—	—	—	—	28,736
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329
不動産関連向け	1,701	3,833	—	—	43	—	—	19,702	—	—	—	829	—	—	—	105,243
自己居住用不動産等向け	1,701	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,060
賃貸用不動産向け	—	3,833	—	—	—	—	—	19,702	—	—	—	829	—	—	—	35,139
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	2,133	—	—	—	—	9,473	—	—	—	11,606
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	147	—	—	—	—	1,364	—	—	—	1,896
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—	321
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,152
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	18,177	5	—	18,190
合計	1,701	31,487	500	63,494	43	—	26,262	19,702	—	—	—	14,733	18,195	5	1	699,408

（単位：百万円）

	2025年度 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	6,529	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	117,173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	291	—	—	1,125	—	—	—	—	—	—	—	—	3,125	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	77,116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	1,615	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	45	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	34	1,396	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	106	—	—	257	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	2	—	98,200	211	35,916	—	—	—	0	—	—	505	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,001	—	3,392	—	—	—	—	—	—	502	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,602	—	31,938	—	—	—	—	—	—	—	—	39,912	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	5,986	—	—	—	—	—	—	—	292	217	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	292	—	—	—	—
不動産関連向け	—	106	—	13,828	1,187	6,236	—	1,260	—	2,901	103	3,407	47,331	—	2,631	—
自己居住用不動産等向け	—	106	—	13,828	1,187	3,769	—	—	—	2,901	—	—	47,331	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,466	—	1,260	—	—	103	3,407	—	—	2,631	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	138	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	23	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	208	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,759	40,176	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	208,058	43,309	—	151,514	1,399	43,768	—	1,260	—	2,901	103	3,700	91,440	—	2,631	—

	2025年度 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,529
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117,173
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,542
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77,116
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,616
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,431
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	363
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	23	3,533	—	—	—	138,395
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,896
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	5,170	—	60,916	—	—	22,399	—	—	—	—	63	—	—	—	162,002
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	23,044	—	231	—	—	569	—	—	—	—	—	—	—	—	30,341
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	292
不動産関連向け	1,531	2,942	—	—	42	—	—	18,089	57	—	—	716	—	—	—	102,375
自己居住用不動産等向け	1,531	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,658
賃貸用不動産向け	—	2,942	—	—	—	—	—	18,089	—	—	—	716	—	—	—	31,618
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	42	—	—	—	57	—	—	—	—	—	—	99
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,314	5,884	—	—	—	7,199
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	549	—	—	—	—	2,679	—	—	—	3,374
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	39	—	—	—	—	—	—	—	—	318
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	123
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,936
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,121	5	—	24,126
合計	1,531	31,157	—	61,147	42	—	23,558	18,089	57	—	1,337	12,878	24,121	5	—	724,014

へ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円・%）

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	435,234	28	10.000	434,986
40%～70%	89,922	80,250	9.700	89,994
75%	36,411	11,927	9.064	31,487
80%	500	—	—	500
85%	69,953	7,012	4.609	63,494
90%～100%	27,139	644	2.564	26,306
105%～130%	19,980	—	—	19,702
150%	11,834	16	9.999	11,821
250%	18,195	—	—	18,195
400%	5	—	—	5
1,250%	—	—	—	—
その他	—	7,300	39.911	2,913
合　計	**709,177**	**107,180**	**11.312**	**699,408**

（単位：百万円・%）

2025年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF の加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	449,564	89	8.125	449,310
40%～70%	102,235	79,571	9.787	102,309
75%	36,031	12,358	8.923	31,157
80%	—	—	—	—
85%	67,092	6,994	3.746	61,147
90%～100%	25,023	1,105	1.955	23,600
105%～130%	19,779	23	100.000	19,483
150%	9,571	8,892	39.839	12,878
250%	24,121	—	—	24,121
400%	5	—	—	5
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合　計	**733,425**	**109,034**	**11.690**	**724,014**

（注）「CCF の加重平均値（%）」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

Ⅳ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。

当金庫では、融資に際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等に加え、各取引先の事業性評価により可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置けとして認識しています。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資姿勢に徹しています。

ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「事務取扱規程」や各種約定書等にもとづき、法的に有効である旨を確認の上、実施いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、奈良県信用保証協会、東京海上ホールディングス株式会社、一般社団法人しんきん保証基金、その他無担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体、独立行政法人住宅金融支援機構、奈良県信用保証協会は政府保証と同様、東京海上ホールディングス株式会社、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定をしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

（1）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	13,499	13,388	66,803	65,953

（注）当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

Ⅴ 派生商品取引のリスクに関する管理方針及び手続き等の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

有価証券関連取引における具体的な派生商品取引は、債券先物取引、株価指数先物取引等がありますが、有価証券にかかる投資方針の中で定められている取引権限枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供をする必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しています。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

（1）派生商品取引の取引相手のリスクに関する事項

	2024年度	2025年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—

（注）グロス再構築コストの額の合計額は、算出データ不足により、算出が困難になっています。また同様に、グロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額についても算出しておりません。

（単位：百万円）

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
派生商品取引合計				
（ⅰ）外国為替関連取引	470	211	470	211
（ⅱ）金利関連取引	47	183	47	183
（ⅲ）金関連取引	—	2	—	2
（ⅳ）株式関連取引	—	—	—	—
（ⅴ）貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
（ⅵ）その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
（ⅶ）クレジット・デリバティブ	75	53	75	53
合　計	**593**	**451**	**593**	**451**

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
担保の種類別の額	—	—
無担保	—	—
現金	—	—
株式	—	—
国債	—	—

（単位：百万円）

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	756	537	—	—
CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）	756	537	—	—

（注）当金庫は株式会社日本政策金融公庫とCDS 取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジするためプロテクションを購入しています。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・ディリバティブの想定元本額	2024年度	2025年度
	該当無し	該当無し

Ⅵ 証券化エクスポージャーに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割は投資家であり、有価証券投資の一環として証券化商品を購入しています。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報等により把握するとともに、必要に応じて資金運用会議に諮り、適切なリスク管理に努めています。また証券化商品の取引にあたっては、当金庫が定める「ポジション枠」にもとづき、投資対象を一定の信用力と、一定の期間を有するものとする等、適正な運用・管理を行っています。

（2）証券化エクスポージャーに関する事項

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a．証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
該当なし

b．再証券化エクスポージャー
該当なし

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a．証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）
該当なし

b．再証券化エクスポージャー
該当なし

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当なし

（3）証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

（4）証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に準じ、適正な処理を行っています。

（5）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

信用リスクのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関に同じ。

Ⅶ オペレーショナル・リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、地域金融機関として社会的責任と公共的使命を遂行し、業務の健全性と適切性を確保するため、総合的にオペレーショナル・リスクを捉え管理することにより、オペレーショナル・リスクを削減し、経営体力の向上を図るリスク管理を実施しています。

定量化したオペレーショナル・リスクについては、定期的なモニタリングによりリスク量に対する総合的な管理の実効性の評価を実施し、それに基づくオペレーショナル・リスクのコントロール及び削減方針を決定しています。

オペレーショナル・リスク管理を統括する部署としてオペレーショナル・リスク統括部署を設置し、金庫が直面するオペレーショナル・リスクに関して統括的に管理し、必要に応じて常務会・理事会等へ報告する体制を整備しています。

当金庫は、金庫経営に影響を与えるオペレーショナル・リスクを以下の通り特定し、それぞれのリスク特性に応じたオペレーショナル・リスク管理を実施するとともに、定量化するオペレーショナル・リスクは定期的にリスク量を計測し、統合的リスク量により管理しています。

①事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金庫が直接若しくは間接的に損失を被るリスクです。

当金庫では、営業店臨店事務指導ならびに研修等を実施し、事務処理能力の向上を図っています。また、営業店に自店検査を義務付け、自己点検を実施するとともに、監査部及び担当部によるモニタリングを実施することにより事務管理の徹底を図っています。

②システムリスク

コンピュータシステムの障害又は誤作動等によりシステムが停止した場合、並びにコンピュータが不正に使用されることにより金庫が損失を被るリスクです。また、サイバー攻撃によって発生したシステムの障害、データの破壊、改ざん、情報漏洩等により金庫が損失を被るサイバーリスクを包括しています。

当金庫では、システムの安全性や信頼性を維持し、情報資産の保護を図るための基本方針（セキュリティポリシー）を定め、システムリスク管理体制の整備に努めています。

③パブリシティリスク

新聞、雑誌等のマスコミにより金庫の経営内容等を誤った内容で報道されることにより、金庫の信頼性が低下した場合、並びに役職員の事故、不正等が発生した場合に、その報道が過度に取引先等の不安や不信感を高めたことにより、金庫が損失を被るリスクです。

④法務リスク

金庫経営、金庫取引等に係る法令・庫内規定及び社会規範や倫理等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、金庫が損失を被るリスクです。

⑤人的リスク

労務慣行及び職場の安全に関する法令・協定に違反した行為、差別行為、又は個人傷害に関する支払い等により金庫が損失を被るリスクです。

⑥有形固定資産リスク

自然災害及び外部要因による人的損害（テロリズム、蛮行等）等により、有形固定資産が毀損・損害を受けることにより、金庫が損失を被るリスクです。

⑦風評リスク

金融機関の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性等金融機関の評判を形成する内容が劣化し、顧客から見て金融機関への安心度、親密度が損なわれることにより生じた風評や、役職員自らの行為や第三者の行為により生じた風評の流布等によって、金庫が損失を被るリスクです。

（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称、算出方法

当金庫は標準的計測手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額は、BIC（事業規模要素）の額に ILM（内部損失乗数）（＝1としております）を乗じて算出しております。

なお、BIC の額は、BI（事業規模指標）に、BI の額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

（3）BIの算出方法

当金庫は BI を金利要素（ILDC）、役務要素（SC）、金融商品要素（FC）の3つを合計して BI（事業規模指標）を算出しております。

（4）ILMの算出方法

当金庫は自己資本比率告示第306条第1項第3号にもとづき、ILM の値に1を用いる方法を採用しております。

（5）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

（6）オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

Ⅷ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

（1）リスク管理の方法及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫が抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度額の遵守状況及びストレステスト等複合的なリスク分析結果を、運用部門担当役員が出席し、定期的に開催する資金運用会議へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社、投資事業組合等への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「有価証券運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、定例的に経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

（2）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区　分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	13,732	13,732	15,836	15,836
非上場株式等	13,667	13,667	12,497	12,497
合計	**27,399**	**27,399**	**28,333**	**28,333**

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投信の内、不動産投信（REIT）以外の出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等は、算出困難なため除いております。

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
売却益	281	231
売却損	13	41
償却	69	125

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	1,786	4,910

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	―	―

Ⅸ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	30,024	32,388
マンデート方式を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	―	―
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	―	―

Ⅹ 金利リスクに関する事項

（1）リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しており、当金庫においては、管理及び計測の対象を「預貸金、外国為替取引、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債」とし、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利リスクを勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的に計測し、毎月開催する予算委員会等で協議検討を行い、都度、経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めています。

（2）金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額）及びΔ NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるもの）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクは、以下の定義に基づいて算定しています。

- 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期…1.25年
- 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期…5年
- 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提…金融庁が定める保守的な前提
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提…考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法及びその前提…保守的に通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。
  合算するにおいて、通貨間の相関は考慮していません。
- スプレッドに関する前提…有価証券の内、債券について、計算にあたって割引金利に信用スプレッドを含めていますが、キャッシュ・フローには含めていません。
- 内部モデルの使用等、Δ EVE 及びΔ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提…内部モデルは使用していません。

（3）金利リスク量

開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスクは、以下の通りです。

単体

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,957	6,454	13	0
2	下方パラレルシフト	0	1	45	230
3	スティープ化	6,204	6,809		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,204	6,809	45	230
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	46,103		43,913	

（4）上記（3）以外の金利リスクについて

当金庫では、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理及び経営上の判断等を目的とし、開示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE 以外に、全期間100BP 平行移動による経済価値の低下（100BPV）を測定しています。この金利リスク（100BPV）を含む市場リスクや、信用リスク等の金庫経営に影響を与えるリスクと、自己資本充実度の評価におけるリスク許容額を対比し、統合的なリスク管理を実施しています。また、ある一定の金利上昇を勘案したストレステストと併せて、予算委員会等で定期的に協議検討し、適切なリスク管理に努めています。

連結決算

■金庫組織の構成

●大和信用金庫
業務内容 / 信用金庫業務

●子会社等
やましんビジネスサービス株式会社
業務内容 / 信用金庫法施行規則第64条第4項に基づく下記の業務

■子会社等の状況

会　社　名　やましんビジネスサービス株式会社
所　在　地　奈良県桜井市桜井281番地の11
資　本　金　30,000千円
業務内容　主として大和信用金庫の委託に基づく下記の業務
●担保不動産調査業務（モーゲージ業務）
（1）担保物件に係る現地調査及び評価の業務
（2）担保物件に係る火災保険の質権設定及び解除に関する業務
（3）前各項に付帯する又は関係する一切の業務
●印刷に関する業務
●事務用品等、物品・用度品の一括管理業務
●伝票の編綴業務
●前項以外での臨時に大和信用金庫が委託する業務

設立年月日　昭和61年4月1日
当金庫の議決権割合　100%
子会社等の議決権割合　—

■直近の連結事業年度における事業の概況

当連結会計年度の業績につきましては、業績の向上と業務内容の充実に努めてまいりました結果、次の通りとなりました。

預金は引き続き地域に密着した営業活動を展開しました結果、期末残高は735,212百万円となりました。また貸出金は、地域金融機関としての使命を全うすべく地元中小企業・個人事業主との取引拡充や個人融資の増進に努めた結果、期末残高は369,859百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は12,927,569千円となり、一方経常費用は10,292,037千円となりました。その結果、経常利益は、2,635,532千円となりました。

これに特別利益、特別損失並びに法人税等を加減した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,263,893千円、出資一口当たり親会社株主に帰属する当期純利益は251.10銭となりました。また純資産額は49,203百万円、出資一口当たりの純資産額は5,460.32銭となりました。なお、国内基準による連結自己資本比率は13.38%となりました。

最近の連結会計年度における主要な経営指標の推移

（単位：利益・千円、残高・百万円）

科　目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
連結経常収益	11,098,002	8,838,484	9,283,197	10,671,888	12,927,569
連結経常利益	3,383,749	2,683,005	2,546,619	2,542,661	2,635,532
親会社株主に帰属する当期純利益	2,170,662	2,000,240	1,808,413	2,039,862	2,263,893
連結純資産額	40,328	39,849	44,348	44,362	49,203
連結総資産額	766,794	773,284	764,937	769,198	789,530
連結自己資本比率(%)	11.06	11.21	12.12	13.06	13.38

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返を含んでおりません。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

(資産の部)	2023年度	2024年度	2025年度
現金及び預け金	213,497	195,046	207,144
買入金銭債権	–	1,159	1,123
金銭の信託	32,351	32,596	24,106
有価証券	147,166	166,134	181,184
貸出金	365,445	368,435	369,859
その他資産	6,305	5,362	6,123
有形固定資産	5,053	4,825	4,742
建物	2,089	1,998	1,888
土地	2,215	2,215	2,215
リース資産	342	309	277
その他の有形固定資産	405	301	361
無形固定資産	177	139	103
ソフトウェア	167	129	94
その他の無形固定資産	10	9	9
退職給付に係る資産	101	145	193
繰延税金資産	–	268	–
債務保証見返	609	406	240
貸倒引当金	△5,161	△4,916	△5,051
資産の部合計	765,547	769,604	789,771

(負債の部)	2023年度	2024年度	2025年度
預金積金	716,993	721,608	735,212
借用金	163	154	146
その他負債	1,948	1,938	3,130
賞与引当金	219	229	239
役員賞与引当金	31	34	28
退職給付に係る負債	528	519	480
役員退職慰労引当金	88	109	121
偶発損失引当金	113	131	189
睡眠預金払戻損失引当金	6	3	30
繰延税金負債	392	–	641
再評価に係る繰延税金負債	104	106	106
債務保証	609	406	240
負債の部合計	721,198	725,242	740,567

(純資産の部)	2023年度	2024年度	2025年度
出資金	901	901	901
利益剰余金	40,768	42,772	45,000
会員勘定合計	41,670	43,674	45,901
その他有価証券評価差額金	3,214	1,226	3,839
土地再評価差額金	△535	△538	△538
評価・換算差額等合計	2,678	688	3,301
純資産の部合計	44,348	44,362	49,203
負債及び純資産の部合計	765,547	769,604	789,771

連結財務諸表の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項
①連結される子会社等　1社
会社名　やましんビジネスサービス株式会社
②非連結の子会社等
非連結の子会社及び子法人等はありません。
(2)持分法の適用に関する事項
持分法適用による対象子会社及び子法人・関連法人等はありません。
(3)連結される子会社等の事業年度等に関する事項
連結される子会社等の決算日は次のとおりです。
3月末日
(4)連結される子会社等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
(5)のれんの償却に関する事項
やましんビジネスサービス株式会社に係るのれんの償却はありません。
(6)剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しています。

連結損益計算書

（単位：千円）

科　目	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	9,283,197	10,671,888	12,927,569
資金運用収益	6,932,898	8,135,186	10,551,433
貸出金利息	3,883,729	3,963,628	4,760,185
預け金利息	284,636	645,111	1,140,285
有価証券利息配当金	2,704,340	3,461,608	4,564,381
その他の受入利息	60,192	64,838	86,581
役務取引等収益	539,745	499,844	517,555
その他業務収益	136,460	68,999	348,775
その他経常収益	1,674,092	1,967,857	1,509,805
貸倒引当金戻入益	–	244,460	–
償却債権取立益	13,168	4,744	1,450
その他の経常収益	1,660,923	1,718,653	1,508,354
経常費用	6,736,577	8,129,226	10,292,037
資金調達費用	202,381	658,488	1,937,601
預金利息	194,960	651,382	1,924,563
給付補填備金繰入額	6,551	6,283	12,259
借用金利息	868	822	778
その他の支払利息	–	0	0
役務取引等費用	504,280	505,388	513,729
その他業務費用	581,834	1,978,266	2,553,717
経費	4,497,654	4,698,321	4,806,147
その他経常費用	950,427	288,761	480,841
貸倒引当金繰入額	583,997	–	134,968
貸出金償却	6,183	–	–
その他の経常費用	360,246	288,761	345,872
経常利益	2,546,619	2,542,661	2,635,532
特別利益	–	–	–
特別損失	728	0	1,618
固定資産処分損	728	0	1,618
税金等調整前当期純利益	2,545,890	2,542,661	2,633,914
法人税、住民税及び事業税	839,593	606,123	793,531
還付法人税等	–	△188,241	△298,515
法人税等調整額	△102,115	84,917	△124,995
法人税等合計	737,477	502,799	370,020
親会社株主に帰属する当期純利益	1,808,413	2,039,862	2,263,893

連結（利益）剰余金計算書

（単位：千円）

科　目	2023年度	2024年度	2025年度
利益剰余金期首残高	38,996,744	40,768,921	42,772,744
利益剰余金増加額	1,808,413	2,039,862	2,263,893
親会社株主に帰属する当期純利益	1,808,413	2,039,862	2,263,893
利益剰余金減少額	36,236	36,039	35,927
配当金	36,236	36,039	35,927
その他	–	–	–
利益剰余金期末残高	40,768,921	42,772,744	45,000,710

信用金庫法開示債権

・破綻先債権に該当する貸出金
・延滞債権に該当する貸出金
・三月以上延滞債権に該当する貸出金
・貸出条件緩和債権に該当する貸出金
以上の計数につきましては、大和信用金庫単体の計数と同一ですので省略いたします。
なお、単体計数は37ページに記載しています。

自己資本比率規制第三の柱における当金庫連結決算での自己資本の充実の状況等について

Ⅰ 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

以下は、連結における自己資本の充実の状況等についての開示項目ですが、リスク管理方針等の定性面の概要は、大和信用金庫単体のリスク管理方針と同様であることから、省略しています。

同様に、単体と同じ数値となる開示項目についても省略しています。

（1）自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	43,638	45,865
うち、出資金及び資本剰余金の額	901	901
うち、利益剰余金の額	42,772	45,000
うち、外部流出予定額(△)	35	35
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	541	513
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	541	513
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	44,180	46,379
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	99	74
うち、のれんに係るもの（のれん相当額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	99	74
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	104	138
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	204	212
自己資本		
自己資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）	43,975	46,166
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	324,296	331,416
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	12,329	13,428
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	336,625	344,844
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（(ハ)/(ニ)）	13.06%	13.38%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定にもとづき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」にもとづき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

Ⅱ 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である４％を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収益計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策としています。

（単位：百万円）

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの額の合計額	324,296	12,971	331,416	13,256
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	294,080	11,763	298,861	11,954
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,733	69	1,787	71
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	0	0
国際開発銀行向け	91	3	485	19
地方公共団体金融機構向け	20	0	0	0
我が国の政府関係機関向け	197	7	139	5
地方三公社向け	—	—	51	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	41,810	1,672	35,690	1,427
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,457	138	1,469	58
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	95,710	3,828	104,654	4,186
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	18,545	741	19,486	779
トランザクター向け	148	5	131	5
不動産関連向け	59,705	2,388	56,818	2,272
自己居住用不動産等向け	29,988	1,199	30,102	1,204
賃貸用不動産向け	29,677	1,187	26,614	1,064
事業用不動産関連向け	39	1	100	4
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,735	469	9,089	363
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,386	95	4,639	185
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	181	7	155	6
取立未済手形	20	0	24	0
信用保証協会等による保証付	4,306	172	4,017	160
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	18,180	727	31,343	1,253
上記以外	39,453	1,578	30,476	1,219
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	12,756	510	10,037	401
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,460	138	3,460	138
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,087	83	2,408	96
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	754	30	0	0
上記以外のエクスポージャー	20,395	815	14,570	582
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 短期STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 不良債権証券化適用分	—	—	—	—
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	30,024	1,200	32,388	1,295
ルック・スルー方式	30,024	1,200	32,388	1,295
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250％）	—	—	—	—
蓋然性方式（400％）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250％）			—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	190	7	165	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	12,329	493	13,428	537
BI	8,219		8,952	
BIC	986		1,074	
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ＋ロ）	336,625	13,465	344,844	13,793

（注）1．所要自己資本額＝リスク・アセット等×4％
2．「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3．「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4．当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5．当金庫グループは、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6．連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×４％

Ⅲ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ．信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ／ 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券等		デリバティブ取引			
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
国内	704,783	711,213	377,812	379,266	66,652	72,586	13,018	8,209	8,696	11,117
国外	59,080	65,464	—	—	59,080	65,464	—	—	—	—
地域別合計	**763,864**	**776,678**	**377,812**	**379,266**	**125,732**	**138,050**	**13,018**	**8,209**	**8,696**	**11,117**
製造業	47,668	59,279	33,786	32,252	13,881	27,027	—	—	3,084	4,859
農業、林業	512	634	478	632	31	—	—	—	14	16
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,132	1,132	0	0	1,131	1,131	—	—	—	—
建設業	33,596	33,830	30,015	30,195	3,580	3,635	—	—	906	1,111
電気・ガス・熱供給・水道業	13,998	14,104	1,493	1,477	12,504	12,627	—	—	—	—
情報通信業	5,067	5,936	377	329	4,688	5,467	—	—	15	19
運輸業、郵便業	16,154	17,033	12,145	12,805	4,008	4,228	—	—	895	760
卸売業、小売業	22,439	24,846	20,420	20,784	2,014	4,056	—	—	449	731
金融業、保険業	291,354	293,384	15,465	20,469	61,872	57,385	13,018	8,209	—	4
不動産業	61,917	59,179	59,654	56,094	2,192	3,021	—	—	913	800
物品賃貸業	1,944	2,007	1,944	2,007	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,968	1,865	1,968	1,865	—	—	—	—	—	3
宿泊業	2,738	2,547	2,731	2,540	—	—	—	—	1,278	1,591
飲食業	4,724	4,700	4,724	4,700	—	—	—	—	130	136
生活関連サービス業、娯楽業	7,851	7,552	7,851	7,552	—	—	—	—	18	149
教育、学習支援業	1,158	1,250	1,158	1,250	—	—	—	—	76	75
医療、福祉	20,995	20,700	20,995	20,700	—	—	—	—	248	199
その他のサービス	13,541	12,022	12,783	11,864	756	157	—	—	45	24
国・地方公共団体等	90,422	92,888	70,966	72,956	19,069	19,311	—	—	—	—
個人	78,811	78,751	78,811	78,751	—	—	—	—	619	634
その他	45,867	43,028	36	34	—	—	—	—	—	—
業種別合計	**763,864**	**776,678**	**377,812**	**379,266**	**125,732**	**138,050**	**13,018**	**8,209**	**8,696**	**11,117**
1年以下	129,316	105,910	48,827	45,115	17,832	15,686	13,018	8,209		
1年超3年以下	92,839	80,754	27,540	22,446	13,651	22,608	—	—		
3年超5年以下	76,518	103,174	37,249	67,833	25,692	29,203	—	—		
5年超7年以下	59,290	42,364	50,140	28,491	6,932	11,872	—	—		
7年超10年以下	94,674	103,789	63,150	68,539	28,958	34,249	—	—		
10年超	168,019	155,602	141,869	137,743	26,053	17,858	—	—		
期間の定めのないもの	143,206	185,083	9,034	9,097	6,611	6,572	—	—		
残存期間別合計	**763,864**	**776,678**	**377,812**	**379,266**	**125,732**	**138,050**	**13,018**	**8,209**		

（注）1．オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2．「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3．上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4．CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5．業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ．一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 単体（41ページ）と同じに付き省略

ハ．業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 …… 単体（41ページ）と同じに付き省略

ニ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2024年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	13,519	—	13,519	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	70,603	—	70,604	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,320	—	4,320	—	1,733	40%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,223	—	76,223	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,752	—	1,752	—	91	5%
地方公共団体金融機構向け	247	—	246	—	20	8%
我が国の政府関係機関向け	2,011	—	2,010	—	197	10%
地方三公社向け	149	—	149	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	176,013	7,300	176,013	2,913	41,810	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,192	—	13,192	—	3,457	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	140,602	7,532	133,118	285	95,710	72%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	33,353	92,301	28,184	551	18,545	65%
トランザクター向け	—	80,249	—	329	148	45%
不動産関連向け	106,098	—	105,243	—	59,705	57%
自己居住用不動産等向け	70,339	—	70,060	—	29,988	43%
賃貸用不動産向け	35,714	—	35,139	—	29,677	84%
事業用不動産関連向け	43	—	43	—	39	90%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	11,606	—	11,606	—	11,735	101%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,910	17	1,895	1	2,386	126%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	321	—	321	—	181	56%
取立未済手形	103	—	103	—	20	20%
信用保証協会等による保証付	52,149	27	52,149	2	4,306	8%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	18,160	—	18,160	—	18,180	100%
合計					**254,626**	

（単位：百万円）

	2025年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	6,529	—	6,529	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	117,173	—	117,173	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,542	—	4,542	—	1,787	39%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	77,116	—	77,116	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	0	—	0	—	0	20%
国際開発銀行向け	1,616	—	1,616	—	485	30%
地方公共団体金融機構向け	47	—	46	—	0	0%
我が国の政府関係機関向け	1,432	—	1,432	—	139	10%
地方三公社向け	363	—	363	—	51	14%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	134,837	8,858	134,837	3,557	35,690	26%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,896	—	4,896	—	1,469	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	169,339	7,891	161,744	257	104,654	65%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,918	92,137	29,853	487	19,486	64%
トランザクター向け	—	79,571	—	292	131	45%
不動産関連向け	103,210	—	102,375	—	56,818	55%
自己居住用不動産等向け	70,926	—	70,658	—	30,102	43%
賃貸用不動産向け	32,184	—	31,618	—	26,614	84%
事業用不動産関連向け	99	—	99	—	100	102%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	7,199	—	7,199	—	9,089	126%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,601	57	3,369	4	4,639	138%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	318	—	318	—	155	49%
取立未済手形	123	—	123	—	24	20%
信用保証協会等による保証付	46,928	88	46,928	7	4,017	9%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	24,096	—	24,096	—	31,343	130%
合計					**268,385**	

(注) 1．「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
2．「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	13,519	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	70,604	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	355	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	3,136	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,223	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,449	—	—	—	—	302	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	246	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,010	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	149	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	517	—	—	152,308	—	22,160	—	—	—	0	—	—	506	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,006	—	6,682	—	—	—	—	—	—	502	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	15,067	—	—	—	—	—	—	—	—	26,427	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	5,592	—	—	—	—	—	—	—	329	314	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329	—	—	—	—
不動産関連向け	—	142	—	12,892	1,300	6,301	—	1,522	—	3,141	—	3,632	46,792	111	3,295	—
自己居住用不動産等向け	—	142	—	12,892	1,300	4,088	—	—	—	3,141	—	—	46,792	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,212	—	1,522	—	—	—	3,632	—	111	3,295	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	383	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	12	—	22	—	—	—	—	—	—	—	—	221	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	9,086	43,066	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	**171,906**	**45,479**	**—**	**186,013**	**1,300**	**28,764**	**—**	**1,522**	**—**	**3,141**	**—**	**3,961**	**77,781**	**111**	**3,295**	**—**

	2024年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,519
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,604
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	802	—	—	—	—	—	—	—	—	4,320
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,223
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,752
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	246
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,010
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	500	—	—	—	0	—	—	—	—	2,912	18	—	1	178,927
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	13,192
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	6,300	—	63,228	—	—	22,225	—	—	—	—	153	—	—	—	133,403
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	21,353	—	265	—	—	880	—	—	—	—	—	—	—	—	28,736
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	329
不動産関連向け	1,701	3,833	—	—	43	—	—	19,702	—	—	—	829	—	—	—	105,243
自己居住用不動産等向け	1,701	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,060
賃貸用不動産向け	—	3,833	—	—	—	—	—	19,702	—	—	—	829	—	—	—	35,139
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	2,133	—	—	—	—	9,473	—	—	—	11,606
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	147	—	—	—	—	1,364	—	—	—	1,896
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—	321
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,152
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	18,147	5	—	18,160
合計	**1,701**	**31,487**	**500**	**63,494**	**43**	**—**	**26,262**	**19,702**	**—**	**—**	**—**	**14,733**	**18,165**	**5**	**1**	**699,379**

ホ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	2025年度 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	6,529	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	117,173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	291	—	—	1,125	—	—	—	—	—	—	—	—	3,125	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	77,116	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	1,615	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	45	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	34	1,397	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	106	—	—	257	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	2	—	98,200	211	35,916	—	—	—	0	—	—	505	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,001	—	3,392	—	—	—	—	—	—	502	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	1,602	—	31,938	—	—	—	—	—	—	—	—	39,912	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	5,986	—	—	—	—	—	—	—	292	217	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	292	—	—	—	—
不動産関連向け	—	106	—	13,828	1,187	6,236	—	1,260	—	2,901	103	3,407	47,331	—	2,631	—
自己居住用不動産等向け	—	106	—	13,828	1,187	3,769	—	—	—	2,901	—	—	47,331	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	2,466	—	1,260	—	—	103	3,407	—	—	2,631	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	138	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	23	—	47	—	—	—	—	—	—	—	—	208	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	6,759	40,176	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	208,058	43,309	—	151,514	1,399	43,768	—	1,260	—	2,901	103	3,700	91,440	—	2,631	—

（単位：百万円）

	2025年度 資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,529
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	117,173
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,542
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77,116
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,616
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,432
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	363
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	23	3,533	—	—	—	138,395
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,896
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	5,170	—	60,916	—	—	22,399	—	—	—	—	63	—	—	—	162,002
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	23,044	—	231	—	—	569	—	—	—	—	—	—	—	—	30,341
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	292
不動産関連向け	1,531	2,942	—	—	42	—	—	18,089	57	—	—	716	—	—	—	102,375
自己居住用不動産等向け	1,531	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70,658
賃貸用不動産向け	—	2,942	—	—	—	—	—	18,089	—	—	—	716	—	—	—	31,618
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	42	—	—	—	57	—	—	—	—	—	—	99
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,314	5,884	—	—	—	7,199
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—	549	—	—	—	—	2,679	—	—	—	3,374
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	39	—	—	—	—	—	—	—	—	318
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	123
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46,936
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24,091	5	—	24,096
合計	1,531	31,157	—	61,147	42	—	23,558	18,089	57	—	1,337	12,878	24,091	5	—	723,985

以下の項目については、大和信用金庫単体と同じにつき省略しています。

Ⅳ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要
Ⅴ 派生商品取引のリスクに関する管理の方針及び手続き等の概要
Ⅵ 証券化エクスポージャーに関する事項
Ⅶ オペレーショナル・リスクに関する事項
Ⅷ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項
（1）リスク管理の方法及び手続きの概要

へ．リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円・%）

2024年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス資産項目	CCF・信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス資産項目	CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
40%未満	435,234	28	10.000	434,986
40%～70%	89,922	80,250	9.700	89,994
75%	36,411	11,927	9.064	31,487
80%	500	—	—	500
85%	69,953	7,012	4.609	63,494
90%～100%	27,139	644	2.564	26,306
105%～130%	19,980	—	—	19,702
150%	11,834	16	9.999	11,821
250%	18,165	—	—	18,165
400%	5	—	—	5
1,250%	—	—	—	—
その他	—	7,300	39.911	2,913
合計	709,147	107,180	11.312	699,379

（単位：百万円・%）

2025年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス資産項目	CCF・信用リスク削減効果適用前 オフ・バランス資産項目	CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
40%未満	449,565	89	8.125	449,311
40%～70%	102,235	79,571	9.787	102,309
75%	36,031	12,358	8.923	31,157
80%	—	—	—	—
85%	67,092	6,994	3.746	61,147
90%～100%	25,023	1,105	1.955	23,600
105%～130%	19,779	23	100.000	19,483
150%	9,571	8,892	39.839	12,878
250%	24,091	—	—	24,091
400%	5	—	—	5
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	733,396	109,034	11.690	723,985

（注）「CCFの加重平均値（%）」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

Ⅷ 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

（2）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．連結貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区分	2024年度 連結貸借対照表計上額	2024年度 時価	2025年度 連結貸借対照表計上額	2025年度 時価
上場株式等	13,732	13,732	15,836	15,836
非上場株式等	13,637	13,637	12,467	12,467
合計	27,369	27,369	28,303	28,303

（注）1．連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2．投信の内、不動産投信（REIT）以外の出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等は、算出困難なため除いております。

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
売却益	281	231
売却損	13	41
償却	69	125

（注）連結損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ．連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	1,786	4,910

ニ．連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	2024年度	2025年度
評価損益	—	—

Ⅸ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 …… 単体（49ページ）と同じにつき省略
Ⅹ 金利リスクに関する事項
（1）リスク管理の方針及び手続きの概要 単体（50ページ）と同じにつき省略
（2）金利リスクの算定手法の概要 …… 単体（50ページ）と同じにつき省略

（3）金利リスク量

開示告示に基づく定量的開示の対象となる金利リスクは、以下の通りです。

連結

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク

項番		イ ΔEVE 当期末	ロ ΔEVE 前期末	ハ ΔNII 当期末	ニ ΔNII 前期末
1	上方パラレルシフト	4,957	6,455	13	0
2	下方パラレルシフト	0	1	45	231
3	スティープ化	6,204	6,809		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	6,204	6,809	45	231
		ホ 当期末		ヘ 前期末	
8	自己資本の額	46,166		43,975	

（4）上記（3）以外の金利リスクについて
…… 単体（50ページ）と同じにつき省略

報酬体系に関する事項…… 単体（29ページ）と同じにつき省略

1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任などの重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、会員の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や、会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

総代会は、会員の意見を適正に反映するための開かれた制度です。

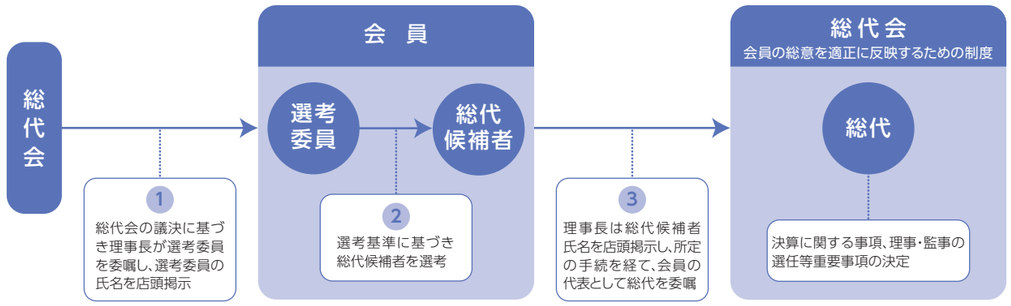

2 総代とその選任方法

1 総代の任期・定数

●総代の任期は3年です。

●総代の定数は、総代選任規程により120人以上150人以内とし、6つの選任区域の会員数に応じて各区域ごとの定数を定めています。
（令和8年3月末会員数の合計は、25,143名です。）※総代定数は、第77期通常総代会における議案の承認・決議に基づく定数です。

2 総代の選任方法

●総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

●そこで総代は、総代候補者選考基準（注）にもとづき、次の3つの手続を経て選任されます。

①会員の中から総代選考委員を選任する。
②その総代選考委員が総代候補者を選考する。
③その総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる。）

注）総代候補者選考基準
①資格要件…当金庫の会員であること。
②適格要件…総代としてふさわしい見識を有している者。
…良識をもって正しい判断ができる者。
…人格にすぐれ、金庫の理念、使命を十分理解している者。
…その他総代選考委員が適格と認めた者。

3 総代会の決議事項

第77期通常総代会（令和8年6月22日開催）において、次の事項が付議され、それぞれ原案どおり了承されました。

■決議事項

第1号議案　令和7年度（第77期）	剰余金処分案の承認について
第2号議案	定款の一部変更について
第3号議案	理事全員任期満了にともなう選任について
第4号議案	監事全員任期満了にともなう選任について
第5号議案	退任役員に対する退職慰労金の贈呈について

■報告事項

・令和7年度（第77期）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告

4 総代の定数及び名簿（地区別）

（令和8年7月1日現在）

選任区域		按分定数	氏　名
1区	桜井市 その他	24人 (23人)	浅田錦治③　東　武志④　足立　圭④　石河敏正⑥　市田　孝③ 植田俊應②　上村晃生③　梅咲直照④　梶谷武男⑨　金澤好晃② 川端規央⑦　菊川政次②　坂口勝美⑨　佐藤典嗣②　菅生康清③ 髙岸正光②　谷奥忠嗣⑤　中川一郎⑦　福井達郎③　堀江久良⑨ 森本陽一郎④　山本吉治④　吉田　格⑤
2区	橿原市 磯城郡 高市郡 吉野郡 大淀町 吉野郡 下市町 吉野郡 吉野町 吉野郡 川上村 吉野郡 黒滝村 吉野郡 天川村	27人 (27人)	安達周玄⑥　居村竜谷②　打谷幹男②　奥村圭右③　梶本成彦③ 川俣海雄②　岸田守弘⑩　久保眞須夫⑨　黒川賢一①　小西健司④ 坂上正人②　清水克益④　杉本憲秀②　菅生重政④　竹内晶子④ 竹上浩明⑧　田宮　誠⑥　冨田利明③　中西宏嘉②　中山正明⑨ 橋本元志③　藤髙弘道②　増春　太⑥　南　儀行⑨　宮嵜充弘③ 森岡伸嘉③　吉田勝亮⑧
3区	大和高田市 葛城市 北葛城郡 香芝市 生駒郡 御所市 五條市 吉野郡 野迫川村	34人 (34人)	秋山周三③　池　修司①　池木啓仁④　岡田太計雄③　小川　隆③ 奥田哲生⑨　亀井長彦⑩　岸本勝德④　木本正義②　甲村耕三① 嶋田盛男②　清水みゆき②　下村卓司①　杉岡偉光⑥　辰巳雅彦② 田中新八郎②　津田家宏⑫　中井謙之⑥　中岡祥嘉②　仲川惠章⑦ 西浦忠彦②　西川　均⑫　新谷博人⑨　橋本浩志⑦　平越國和⑦ 藤井貴志②　藤﨑隆明⑥　松村裕玄①　村田信八⑥　持田成典⑨ 森井善弘②　山下徹夫①　吉岡秀起①　吉川利幸③
4区	宇陀市 宇陀郡 吉野郡 東吉野村 三重県 名張市	11人 (11人)	井谷義晴⑦　植田豊博④　植平善延③　牛本逸己④　奥本　裕④ 粉川元秀⑦　南　達司③　森本定雄④　山口郁夫⑪　山口和也③ 米田一雄⑤
5区	天理市 大和郡山市 奈良市（内、旧都祁村・旧月ヶ瀬村） 山辺郡	13人 (13人)	今村年男②　大庭良嗣①　岡田勝晴②　鹿尾辰文②　田中祥敦② 中嶌欣成①　仲谷易工①　西口　実①　堀　貴至①　前田太一① 三木　博③　溝口光造①　山中弘行⑤
6区	奈良市（旧都祁村・旧月ヶ瀬村を除く） 生駒市 大阪府 四條畷市 京都府 相楽郡精華町 京都府 木津川市	21人 (21人)	池田英憲⑥　板倉昌三⑥　岡田博之④　柿本健三①　桐山知也⑤ 桐山　元①　久保恭典②　河野良文④　近東宏佳④　田中勝久② 谷川千代則①　谷口豊誠①　鐵東貴和②　中窪啓司⑩　中澤省吾⑥ 中畑成稔⑥　中山實男③　西野光泰③　平山文堂①　藤本　繁⑦ 森山斗福③
合　計		130人 (129人)	

※ただし、（　）内は在籍数
※氏名の後の数字は総代への就任回数

（敬称略・五十音順）

○総代の属性別構成比
年代別　70歳代以上 42.6%、60歳代 38.0%、50歳代 18.6%、49歳以下 0.8%
業種別　製造業 27.1%、卸・小売業 17.1%、不動産業 11.6%、その他サービス業 14.0%
建設業 9.3%、生活関連サービス・娯楽業 4.7%、医療・福祉 6.2%
個人 1.5%、その他業種 8.5%

以　上

理事・監事の氏名及び役職名

（令和8年7月1日現在）

役名	氏名	役職
理事長	中村 正德	代表理事
常務理事	辻本 雅彦	総務部長
常務理事	鳥殿 勝	総合企画部長
常勤理事	長井 純一	融資部長
常勤理事	奥田 勝也	業務推進部長
常勤理事	谷上 弘	リスク統括部長
常勤理事	浦野 光央	本店営業部長
理事	岩本 亨	
理事	松本 栄次	
常勤監事	亀田 博	
監事	柳谷 勝美	
監事	中野 佳人	

※1　理事　岩本亨は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　監事　柳谷　勝美は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

会計監査人の氏名又は名称

（令和8年7月1日現在）

有限責任監査法人トーマツ

金庫概要

（令和8年3月31日現在）

創立	昭和23年7月
本店	〒633-0091　奈良県桜井市桜井281番地の11 Tel.0744-42-9001（代）
役職員数	332人
会員数	25,143人
出資金	901,206千円
預金積金	735,308百万円
貸出金	369,859百万円

沿革

昭和 7年 1月11日	有限責任桜井町信用組合創業
昭和23年 7月13日	有限責任桜井町信用組合創立
昭和25年 2月23日	中小企業等協同組合法により桜井信用組合に改組
昭和26年10月20日	信用金庫法にもとづき、大和信用金庫に改組
昭和50年11月 1日	生駒信用組合を合併

営業地区一覧

（令和8年7月1日現在）

●奈良県
桜井市
橿原市
大和高田市
御所市
五條市
天理市
奈良市
大和郡山市
生駒市
香芝市
葛城市
宇陀市
磯城郡
高市郡
北葛城郡
山辺郡
宇陀郡
吉野郡（十津川村、上北山村及び下北山村を除く）
生駒郡

●三重県
名張市

●大阪府
四條畷市

●京都府
相楽郡 精華町
木津川市

自動機器設置状況

（令和8年7月1日現在）

●店舗外自動機器設備設置場所

ヤマトー桜井南店出張所	ヤマトー桜井南店内
桜井市役所出張所	桜井市役所前
スーパーセンターオークワ桜井店出張所	スーパーセンターオークワ桜井店内
平成記念病院出張所	平成記念病院内
ヤマトー八木店出張所	ヤマトー八木店内
オークワ橿原醍醐店出張所	オークワ橿原醍醐店内
オークワ橿原常盤店出張所	オークワ橿原常盤店内
イオンモール橿原出張所	イオンモール橿原内
トナリエ大和高田店出張所	トナリエ大和高田内
サンクシティ榛原店出張所	サンクシティ榛原内
榛原駅東出張所	近鉄榛原駅東側（旧榛原支店）
オークワ天理南店出張所	オークワ天理南店内
ザ・ビッグエクストラ天理店出張所	ザ・ビッグエクストラ天理店内
生駒駅南出張所	近鉄生駒駅南口すぐ
イズミヤ新大宮店出張所	デイリーカナートイズミヤ新大宮店駐車場内
イオンモール大和郡山共同出張所	イオンモール大和郡山内

主要な事業の内容

（令和8年7月1日現在）

1．預金業務
（1）預金 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等
（2）譲渡性預金　譲渡可能な預金
2．貸出業務
（1）貸付　手形貸付、証書貸付及び当座貸越
（2）手形の割引　銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の割引
3．為替業務
4．上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務
（1）債務の保証または手形の引き受け
（2）有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
（3）有価証券の貸付
（4）国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
（5）金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
（6）短期社債等の取得又は譲渡
（7）次に掲げるものの業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人福祉医療機構、日本銀行、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、西日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、一般社団法人しんきん保証基金、一般社団法人全国石油協会、公益社団法人全国市街地再開発協会、公益財団法人不動産流通推進センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構
（8）次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
（9）国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
（10）有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
（11）振替業
（12）両替
（13）デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く。）
（14）金融等デリバティブ取引（（5）及び（13）に掲げる業務に該当するものを除く。）
（15）地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
（16）次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）信金中央金庫
5．国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4. により行う業務を除く。）
6．法律により信用金庫が営むことのできる業務
（1）保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
（2）当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承諾を得て行われる受託機関からの再委託にもとづき行う当せん金付証票の販売事務等
（3）高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
（4）電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
（5）中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

組織

（令和8年7月1日現在）

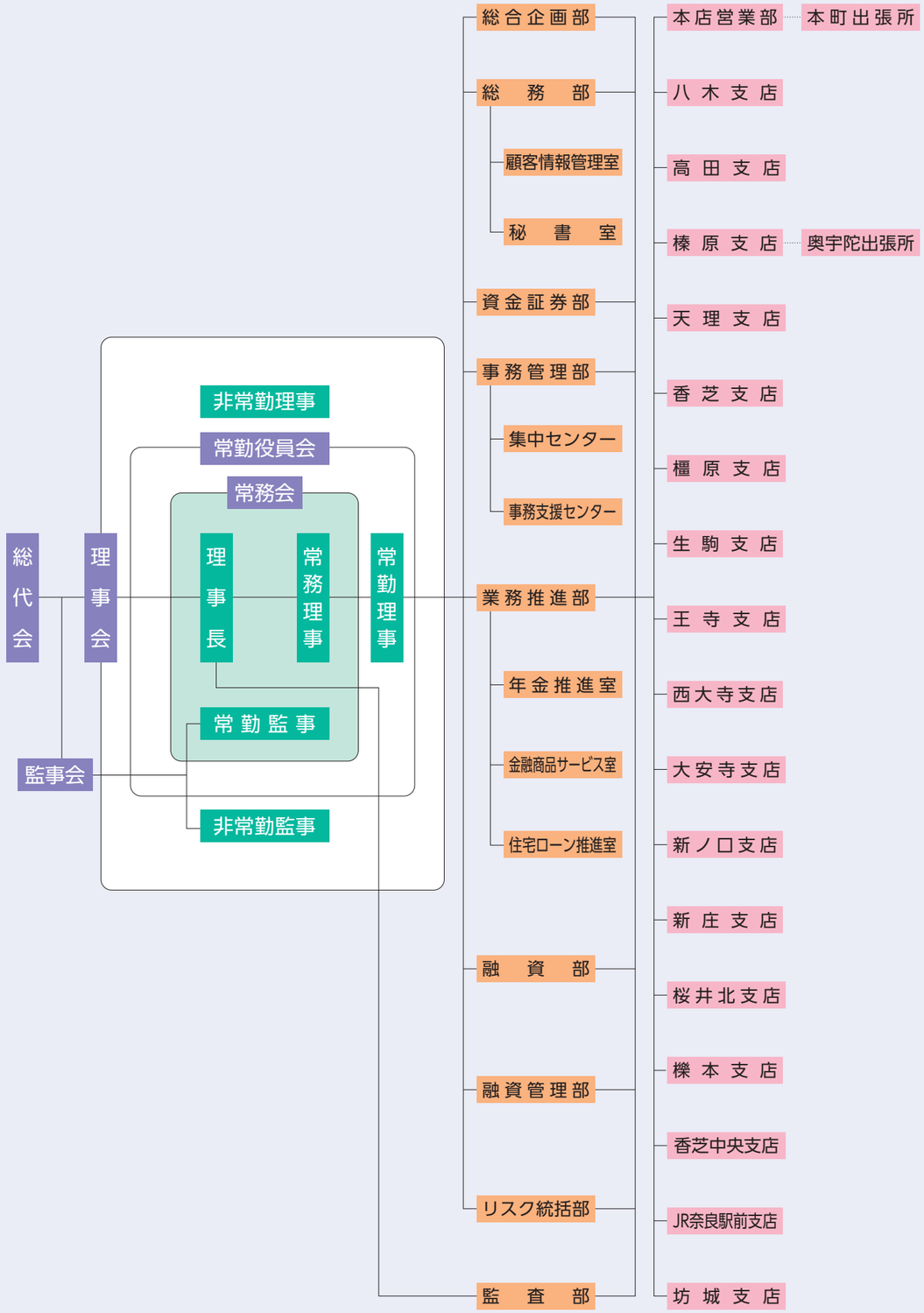

為替取扱手数料

（令和8年7月1日現在）

種目				他金庫（行）宛	当金庫本支店宛	同一店内宛
振込手数料	窓口ご利用（注1）		5万円未満 1口につき	660円	220円	220円
			5万円以上 1口につき	880円	440円	440円
	ATMご利用（注2）	現金扱い	5万円未満 1口につき	550円	110円	110円
			5万円以上 1口につき	770円	330円	330円
		CDカード扱い（注3）	5万円未満 1口につき	275円	無料	無料
			5万円以上 1口につき	440円	無料	無料
	EBサービスご利用（注4）		5万円未満 1口につき	330円（注5）	無料	無料
			5万円以上 1口につき	550円（注6）	220円（注7）	無料
代金取立手数料		1通につき	電子交換	660円	440円	無料
			個別取立	1,100円	—	—
その他手数料	送金・振込組戻料	1口につき		660円	660円	660円
	取立手形組戻料	1通につき		660円	660円	660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき		880円	880円	—
	不渡手形返却料	1通につき		660円	660円	660円

（注1）視覚に障がいをお持ちの方が窓口にてご本人様名義で振込される場合、「身体障害者手帳」等を提示いただければ「ATMご利用」での振込手数料を適用させていただきます。
（注2）振込時間帯により、別途、「CD・ATM利用手数料」が必要となります。
（注3）当金庫会員名義のCDカード（ローンカードを含む）を利用して他金庫（行）宛のATM振込を行う場合、110円減額となります。
（注4）インターネットバンキングを含みます。
（注5）個人インターネットバンキングによる場合は55円減額します。
（注6）個人インターネットバンキングによる場合は110円減額します。
（注7）インターネットバンキングご利用の場合は、無料となります。

その他取扱手数料

種目		金額	備考
専 口座開設手数料		11,000円	割賦販売通知単位
専 手形用紙代	1枚	550円	
小切手帳代	1冊	550円	1冊50枚
約束手形・為替手形帳代	1冊	550円	1冊25枚
キャッシュカード（磁気カード・ICカード）再発行手数料	1枚	1,100円	自動両替機専用カード、画像認証カードを含みます。
ICカード発行・更新手数料		無料	磁気カードからの切替発行を含みます。
通帳・証書再発行手数料	1冊または1枚	1,100円	
自己宛小切手発行手数料	発行1枚	550円	
残高証明書発行手数料	定形様式 発行1通	220円	
	定形外様式 発行1通	1,100円	
	英文 発行1通	1,100円	
	相続手続に伴うもの（注1）	1,100円	
両替手数料（窓口扱・訪問扱）	1回	330円～	取扱枚数により異なります。
自動両替機利用手数料	1ヵ年	13,200円	（1ヵ月あたり1,100円）
硬貨入金（精査）手数料	1回	550円～	取扱枚数により異なります。
集金手数料	一般集金 1ヵ月	8,800円～44,000円	集金回数によって異なります。
	袋集金 1ヵ月	4,400円～22,000円	
夜間金庫使用料	1ヵ月	3,300円～55,000円	基本手数料
	1冊	5,500円	専用入金票50枚綴
事業者カードローンカード発行手数料	1枚	1,100円	他のローンカード発行手数料は不要
ローンカード再発行手数料	1枚	1,100円	
住宅ローン（固定金利特約付住宅ローンを含む）繰上返済手数料	一部繰上げ	1回につき 11,000円	一部繰上返済の都度
	全額繰上げ	22,000円	ご融資後 10年以上
		33,000円	ご融資後 10年未満
事業性融資（事業性証書貸付）	一部繰上げ	1口につき 11,000円	一部繰上返済の都度
	全額繰上げ	33,000円	
	条件変更手数料	1口につき 11,000円	
住宅ローン条件変更手数料	1回	11,000円	やましん新型住宅ローンへの乗替を含みます。
住宅ローン"イーアルジ"事務手数料		55,000円	J.S.P.Z式（各1件につき）
固定金利特約付住宅ローン特約手数料		11,000円	固定金利期間設定1回につき
・ビッグローン ・ワイドローン ・シルバーローン ・変動金利型アパートローン（変動金利アパートローンはプロパー・保証付）	繰上返済手数料	22,000円	一部繰上返済の都度
	全額繰上返済手数料	11,000円	ご融資後 7年以上
		16,500円	ご融資後 5年以上～7年未満
		22,000円	ご融資後 3年以上～5年未満
		33,000円	ご融資後 3年未満
	条件変更手数料	11,000円	1回につき
固定金利特約付アパート建設資金融資		一部または全額繰上返済額（元金）の2.2%	1回の繰上返済につき
固定金利期間中の繰上返済手数料			
不動産担保調査手数料	1設定契約につき 営業エリア内	33,000円	新規受入・追加受入時の調査及び設定の場合（事業性資金、消費資金のご融資にかかるもの（但し、住宅ローンイーアルジを除きます））未登記預かりとする場合も当該手数料を申し受けます。
	営業エリア外	55,000円	
		5,500円	抹消、一部抹消、変更の場合（1回につき）（注2）
ABL担保設定手数料		33,000円	新規設定につき（太陽光発電にかかる担保設定も含む）
融資証明書発行手数料		11,000円	1通につき
各種同意書・承諾書発行手数料		11,000円	1通につき
貸金庫使用料（年間）		8,800円～19,800円	タイプにより異なります。
インターネットバンキング基本手数料	1ヵ月	3,300円	法人
	無料		個人
やましんEBサービス利用手数料	1ヵ月	1,100円	個別振込サービス（HB）利用の場合
	1ヵ月	330円	アンサーサービスのみ利用の場合
個人情報開示手数料	開示する個人情報の内容により異なります。		
取引履歴明細発行手数料	1～10枚まで一律550円		ただし11枚以上の場合は1枚あたり55円
未利用口座管理手数料	1口座1年につき1,320円		
でんさいサービス基本手数料	1ヵ月	1,100円	基本手数料については、令和9年3月末まではキャンペーン期間につき無料。ただし、債権者限定特約先については、キャンペーン終了後も無料。
でんさいサービス取扱手数料 発生記録	1件 当金庫宛	330円	
	1件 他行庫宛	660円	
譲渡記録	1件 当金庫宛	165円	
	1件 他行庫宛	330円	

（注1）既経過利息を含む残高証明書の場合は、基本額に550円を加算します。
（注2）ただし、5,500円を超える費用を要する場合は、その実費を申し受けます。

店舗一覧

（令和8年7月1日現在）

桜井市

○本店営業部	〒633-0091 桜井市桜井281番地の11	TEL.0744-42-9001
本町出張所	〒633-0091 桜井市桜井931番地	TEL.0744-42-2555
桜井北支店	〒633-0063 桜井市川合272番地の2	TEL.0744-45-3780
店外ATM	桜井市役所出張所	桜井市役所前
	ヤマトー桜井南店出張所	ヤマトー桜井南店内
	スーパーセンターオークワ桜井店出張所	スーパーセンターオークワ桜井店内

橿原市

○八木支店	〒634-0078 橿原市八木町1丁目6番23号	TEL.0744-22-1456
橿原支店	〒634-0063 橿原市久米町649番地の1	TEL.0744-27-7111
新ノ口支店	〒634-0007 橿原市葛本町260番地の7	TEL.0744-22-6411
坊城支店	〒634-0835 橿原市東坊城町197番地の20	TEL.0744-28-7890
店外ATM	ヤマトー八木店出張所	ヤマトー八木店内
	平成記念病院出張所	平成記念病院内
	オークワ橿原常盤店出張所	オークワ橿原常盤店内
	オークワ橿原醍醐店出張所	オークワ橿原醍醐店内
	イオンモール橿原出張所	イオンモール橿原内

奈良市

○西大寺支店	〒631-0821 奈良市西大寺東町2丁目1番67号	TEL.0742-33-4151
大安寺支店	〒630-8141 奈良市南京終町2丁目1201番地の28	TEL.0742-61-9011
JR奈良駅前支店	〒630-8122 奈良市三条本町11番20号	TEL.0742-36-4545
店外ATM	イズミヤ新大宮店出張所	デイリーカナートイズミヤ新大宮店駐車場内

大和郡山市

店外ATM	イオンモール大和郡山共同出張所	イオンモール大和郡山内

香芝市

香芝支店	〒639-0225 香芝市瓦口2272番地	TEL.0745-76-3555
香芝中央支店	〒639-0236 香芝市磯壁3丁目3番地の5	TEL.0745-78-5000

大和高田市

○高田支店	〒635-0082 大和高田市本郷町4番23号	TEL.0745-22-3231
店外ATM	トナリエ大和高田店出張所	トナリエ大和高田内

生駒市

○生駒支店	〒630-0244 生駒市東松ヶ丘16番8号	TEL.0743-74-1212
店外ATM	生駒駅南出張所	近鉄生駒駅南口すぐ

北葛城郡

○王寺支店	〒636-0002 北葛城郡王寺町王寺2丁目7番23号	TEL.0745-32-2151

葛城市

新庄支店	〒639-2113 葛城市北花内521番地1	TEL.0745-69-7255

宇陀市・宇陀郡

榛原支店	〒633-0241 宇陀市榛原下井足7番地の1	TEL.0745-82-2311
奥宇陀出張所	〒633-1215 宇陀郡曽爾村掛787番地	TEL.0745-96-2221
店外ATM	サンクシティ榛原店出張所	サンクシティ榛原内
	榛原駅東出張所	近鉄榛原駅東側（旧榛原支店）

天理市

○天理支店	〒632-0016 天理市川原城町712番地	TEL.0743-63-2100
櫟本支店	〒632-0004 天理市櫟本町3119番地の6	TEL.0743-65-3393
店外ATM	オークワ天理南店出張所	オークワ天理南店内
	ザ・ビッグエクストラ天理店出張所	ザ・ビッグエクストラ天理店内

○スポーツくじ払戻業務取扱店

桜井市

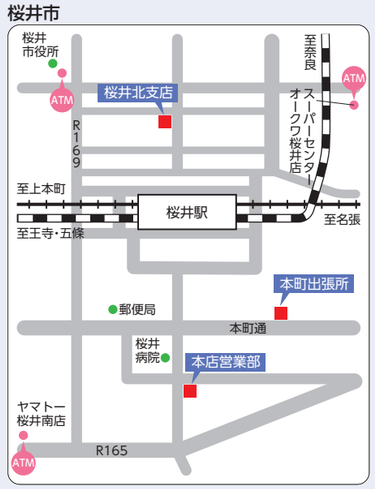

橿原市

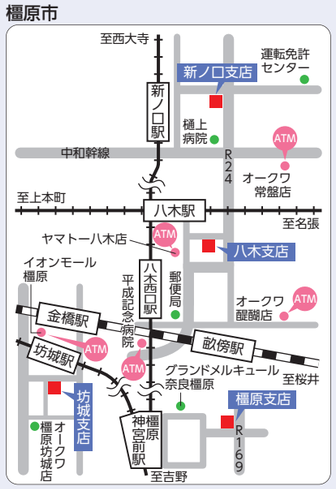

奈良市・大和郡山市

香芝市

宇陀市・宇陀郡

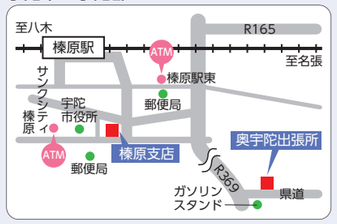

天理市

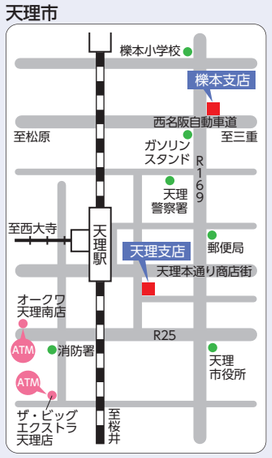

大和高田市

生駒市

北葛城郡

葛城市

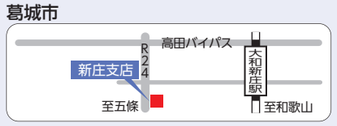

索　引

※信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づくディスクロージャーの記載事項

Ⅰ単体ベースのディスクロージャー項目

[金庫の概況及び組織に関する事項]　掲載ページ

1. 事業の組織 …… 62
2. 理事・監事の氏名及び役職名 …… 61
3. 会計監査人の氏名又は名称 …… 61
4. 事務所の名称及び所在地（店舗一覧）…… 64

[金庫の主要な事業の内容] …… 61

[金庫の主要な事業に関する事項]

1. 直近の事業年度における事業の概況 …… 7
2. 直近の5事業年度における主要な経営指標の推移 …… 30
3. 直近の事業年度における事業の状況
   （1）主要な業務の状況を示す指標
   ①業務粗利益 …… 30
   ②資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 …… 30
   ③業務純益 …… 30
   ④総資産経常利益率 …… 30
   ⑤総資産当期純利益率 …… 30
   ⑥資金運用・調達勘定の平均残高・利息・利回及び総資金利ざや …… 30
   ⑦受取利息及び支払利息の分析 …… 31
   （2）預金に関する指標
   ①預金科目別平均残高及び期末残高 …… 31
   ②定期預金の固定金利・変動金利別内訳 …… 31
   ③預金者別預金残高 …… 31
   （3）貸出金等に関する指標
   ①貸出金科目別平均残高及び期末残高 …… 31
   ②貸出金担保別内訳 …… 32
   ③貸出金の固定金利・変動金利別内訳 …… 32
   ④債務保証見返担保別内訳 …… 32
   ⑤貸出金使途別内訳 …… 32
   ⑥貸出金業種別内訳 …… 33
   ⑦預貸率 …… 32
   ⑧代理貸付残高 …… 33
   ⑨消費者ローン・住宅ローン残高 …… 33
   （4）有価証券に関する指標
   ①有価証券平均残高 …… 34
   ②商品有価証券平均残高 …… 34
   ③スワップ取引の時価情報 …… 34
   ④預証率 …… 34
   ⑤有価証券の残存期間別残高 …… 34

[金庫の事業の運営に関する事項]

1. コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み …… 17
2. リスク管理方針 …… 20
3. 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融 ADR 制度への対応含む）…… 21
4. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 8～11

[金庫の直近の事業年度における財産の状況]

1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 25～26
2. 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 …… 37
3. 自己資本の充実の状況等 …… 38～50
4. 有価証券等の時価情報
   （1）有価証券の時価情報 …… 34～35
   （2）金銭の信託の時価情報 …… 35
5. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 41
6. 貸出金償却額 …… 37
7. その他の指標
   （1）内国為替取扱実績 …… 36
   （2）経費の内訳 …… 36
   （3）会員数 …… 36
   （4）職員数 …… 36
   （5）職員1人当たり預金・貸出金残高 …… 37
   （6）1店舗当たり預金・貸出金残高 …… 37
   （7）金融再生法で定められた開示債権 …… 37
   （8）会計監査 …… 29
8. 報酬体系について …… 29
9. 理事長による財務諸表の適正性、内部監査の有効性についての確認 …… 29

Ⅱ連結ベースのディスクロージャー項目

[金庫及びその子会社等の概況に関する事項]

1. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容 …… 51
2. 金庫の子会社等に関する事項 …… 51

[金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項]

1. 直近の連結事業年度における事業の概況 …… 51
2. 直近の5連結会計年度における主要な経営指標の推移 …… 51

[金庫及びその子会社等の直近の連結会計年度における財産の状況に関する事項]

1. 自己資本の充実の状況等 …… 52～58
2. 信用金庫法開示債権 …… 52
3. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結（利益）剰余金計算書 …… 51～52
4. 報酬体系について …… 58

Ⅲその他

1. ごあいさつ …… 1
2. 基本理念・経営方針 …… 2
3. 〈やましん〉Q&A …… 3～6
4. 地域の脱炭素・カーボンニュートラル実現に向けた取組み …… 12
5. トピックス …… 13
6. SDGs 達成に向けた取り組み …… 14～16
7. 当金庫のプライバシーポリシー及び勧誘方針 …… 17
8. 自己資本比率 …… 22
9. 金融再生法による開示債権について …… 22
10. 主な商品とサービス・投資信託のご案内 …… 23～24
11. 総代会 …… 59～60
12. 手数料一覧 …… 63

大和信用金庫
本店／奈良県桜井市桜井281番地の11　Tel.0744-42-9001　https://www.yamato-shinkin.co.jp

大和信用金庫アプリ

iOS の方はこちら

Android の方はこちら

アプリダウンロードの際には正規アプリストア（Google Play、App Store）からアプリのダウンロードをお願いいたします。iOS と App Store ロゴは、Apple Inc. の商標です。Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC. の商標です。

LINE

Instagram